

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

- ①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について〔教育委員会所管分〕

説 明：升教育総務課長 ～別紙（1番教育総務費及び6番教育諸費関係について）

質 疑

○仲小路委員

予算との確認ですけれども、決算書の175ページの幼児教育振興事業の中の私立幼稚園の障害児教育費補助金が26万2,000円がゼロになってますが、これは何か理由がありますでしょうか。

○升教育総務課長

175ページ中段の幼児教育振興事業に関するお尋ねかと存じます。こちらにつきましては、現在、福祉保健部が所管しております。

以上でございます。

○中村委員

決算書の173ページなんですけれども、事務局事務費のところ、令和2年度予算にあったんですけれども、いじめ問題調査員報酬というのがありまして、12万4,000円なんですけれども、決算書の事務局事務費のところではなくなっておりまして、支出自体がなかったということだと思います。そうであれば、どのようなときにこれは支出されるものなのでしょうか。詳細が分かれば教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

委員お問合せのいじめ問題調査委員会につきましては、光市立小・中学校において、いじめの重大事態が発生した際に、事実確認等の調査に関する事務を行う教育委員会の附属機関として置かれるものであり、実際に委員会が開催された際に、日額で費用を支払われることとなっております。令和2年度は重大事態が発生しておらず、不執行となっております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。この報酬というのは、本当なけばないほうがいいのかなと思いますので、本当よかったなと思っております。いいことだなと思います。

あと、もう一点なんですけど、175ページの右上のコミュニティ・スクール推進事業交付金というのが100万円ありますが、これの具体的な内容がもし分かれば教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

お問合せのコミュニティ・スクール交付金につきましては、光市コミュニティスクール推進事業交付金交付要綱に基づき、小・中学校1校当たり7万円を年度当初に交付しております。

令和2年度の小・中学校16校の内訳を見ますと、学校へ御支援いただく方に加入いただくボランティア保険であったり、お招きする講師、ボランティアの方々へのお礼、それから、お世話になっている地域の方々へ送る贈物の代金、学校から発出する便り等を送付する郵送費、熟議等を行う際の文具等に使用している状況でございます。

以上でございます。

○中村委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○森戸委員

主要施策の成果の232ページで、私学振興対策補助金があって、事業が行われていない補助金に関しては戻ってきてると思いますが、この私学振興対策補助金、特に教職員研修費の部分ですけれども、ここはしっかり行われているんですかね、着実に。行われていたんですかね。

○升教育総務課長

私学振興対策事業に対するお尋ねでございます。

こちらにつきましては、就職指導員や研修費に充当されています。令和2年度の報告を既に受けておりました、それによりますと、支出につきましては、200万円ほどとなっております。補助金259万2,000円の一部が充当されていることを確認しております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

それと、教育に関する負担金とか交付金の部分で、コロナ等で執行されなかった部分に関しては戻ってきてるのかどうか。まあ戻すべきなのかどうかは分かりませんが、補助金としては戻ってきてると思いますが、交付金、さっき質問がありましたコミュニティスクールの推進事業の交付金とか、自治体国際化協会の負担金とか、そういう部分で、コロナが理由で行われなかったケースに関しては戻ってきてるのか、もしくは、こちらのほうから返してもらったか、その辺の動きはあったか、なかったか。

○升教育総務課長

負担金と交付金についてのお尋ねでございます。173ページで申し上げますと、下のほう、山口県ひとづくり財団奨学資金負担金から全国都市教育長協議会負担金までのお

尋ねだろうと思います。

こちらにつきましては、例えば、負担金で申し上げますと、元年度の決算額であって、今年度決算額に上がってないものでは、山口県公立学校施設整備期成負担金があり、昨年度4,000円で決算をしておりますが、今年度は要望活動等をオンラインでやったというようなこともございまして、こちらがゼロ決算となっております。そういった事業が会議出席負担金ということで、昨年度決算がありました全国都市教育長協議会負担金も定期総会等ができなかったということで、執行ゼロというような状況がございます。

以上でございます。

○森戸委員

決算の175ページのコミュニティ・スクール推進事業交付金はいかがですか。コロナで執行されなかった部分については、何か戻ってきてるか、その辺のところを。

○塩田学校教育課主幹

コミュニティ・スクール推進交付金に関して、令和2年度は、やはり新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことに伴って、やむを得ず地域と連携した教育活動が中止ということもございましたので、小学校でも中学校でも、数校がこの交付金の一部を戻入している状況でございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。では、コロナで執行されなかった事業とか、そういうものに関して、お金が戻ってきてるといことが補助金以外のところでも理解をできました。

以上です。

○河村委員

173ページの中段、先ほど表彰記念品等のところで図書カードの話がありましたが、たしか1,000円の図書カード券を子供たちに配った、やったような気がするんですが、その方法等について何か反省とか、まあどんな協議をされたのかよう分かりませんが、現物を個人個人に渡したということについて、何か議論とか、反省とかありますか。

○升教育総務課長

図書カードの配布のお尋ねでございます。

先ほど説明の中でも少し触れましたが、図書カードに小・中学校別の市長メッセージを添えて学校を通じて配布したと承知しております。

以上でございます。

○河村委員

それは聞いたんで分かったんですが、そうじゃなくて、子供たちがそういう図書カー

ドをもらって、どうも、配布したときの新聞記事やなんかを読んでも、こういうやり方がいいのかなど。人によっては、恐らくそのまま図書を購入したりとか、そういうふうに行ったんじゃないかと思います、その辺がどうも、どういう議論の結果として図書カードを個別に配布をしたのか、それを教えて欲しいと。

○升教育総務課長

こちらについては、令和2年度4月、5月、学校が臨時休業となり、また、その後においても学習活動だけでなく生活面においても、児童・生徒がかなり不便を強いられた部分がございます。その辺りで、その年度に在籍した児童・生徒たちを何とか、何か勇気づけるようなものをとということで、内部で検討をいたしまして、様々な候補が出ましたが、最終的に児童・生徒の読書活動の奨励とか、家庭学習に使えるのではないかとということで、図書カードを個別に配布するという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○河村委員

結果として、じゃあ、配った後、どういう反響だったのかというのがよく分かりませんが、反省するようなところは何もなかったですか。

○升教育総務課長

御意見は学校等からあったとは存じますが、今、手元に持ち合わせておりません。ただ、初めて行った事業でございますので、多少そういった点はあったかも分かりません。以上でございます。

○河村委員

要は、何かをやって悪いということではなくて、議論の過程とか結果について、検証をきちっと整理をしていただきたいと。

○河村委員

教育諸費のところの、ちょっと研修のところがありましたが、私学振興ですね。教職員の研修というふうに記載しておるんですが、どういう研修をされたんですかね。学外に出たって研修なのか、講師を招いて研修をしたのか、具体的なちょっと中身を。

○升教育総務課長

研修の具体的な内容についてのお尋ねでございます。一例を申し上げますと、セミナーパークで行われる研修会でありますとか、私立学校に集まっての研修会とか、大阪等で開催される先進的な研修会に参加されていらっしゃると思います。

以上でございます。

○河村委員

県外へ出ていくような研修があったのかどうかよう分かりませんが、全額補助をされたのか、ちょっとその辺の、要は、旅費から含めて、どういう考え方で何か支払いの規約とか、そんなのがあれば一緒に教えてください。

○升教育総務課長

全額補助なのかというお尋ねでございます。令和2年度のもので申し上げますと、例えば、研修費であれば、約200万円ほどの支出のうち、補助金59万2,000円が充当されます。また、就職指導費であれば、支出が約586万円で、補助金200万円が充当されています。合わせますと総額786万円のうち、当市の補助金259万2,000円が充当されていると確認いたしております。

以上でございます。

説 明：升教育総務課長 ～別紙（2番小学校費及び中学校費関係について）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

177ページの中ほど、教職員の健康診査というのがあったんですが、健診率はどのくらいだったですか。

○升教育総務課長

申し訳ございません。現在、持ち合わせておりません。

○河村委員

それでは、持ち合わせてないかも分らんけど、179ページの小学校・中学校ともに英検の受検がありますが、その対象者といいいますか、6年生と中学校2年生のうち、どの程度の人が受けておられて、その結果が分かれば。

○原田学校教育課長

まず、小学校6年生の英検J r. の実施に関してですが、当日何名の者が受けているかというところまでは、申し訳ございません、把握ができておりませんが、その英検J r. の学校版、BRONZEの正答率は87.8%となっております。

続きまして、中学校の2年生が受検をいたします英語検定I B Aにつきましても、人数の詳細は持ち合わせておりませんが、3級程度以上と認定された者が25%となっております。

以上でございます。

○河村委員

25%というのは、受検者の合格率が25%ちゆうことです。

○原田学校教育課長

これは検定とは異なりまして、このIBAを受けることによって、その程度が把握できるというもので、3級程度、これは中学校卒業程度ということですが、中学校2年生で中学校卒業程度という者が25%という状況でございます。

○河村委員

ごめんなさい、三百何人おって、中学生が。そのうちの25%というんじゃないんで、受検を希望する人じゃないんですかね。全体の中の25%が。そうなの。大したもんじゃね。

それから、181ページの中体連の今の県体の補助率の話を前回さしてもろうたと思うんですが、どのように今回、令和2年度はなっておるのか、ちょっと報告してもらっていいですか。

○升教育総務課長

中学校体育連盟補助金101万3,000円の御質問かと存じます。

こちらにつきましては、委員御紹介のとおり、昨年度までおおむね2分の1ということでございましたが、上限額を230万円として支給をしていたところでございます。今年度につきましては、先ほど説明で申し上げましたとおり、大会の多くが中止となっておりまして、かかった経費自体が101万3,000円でございます。そちらに対して補助を行い、全額の補助を行ったということでございます。

以上でございます。

○河村委員

そのときにちょっとお話をさしていただいたと思うんですが、要は、上限が230万円で、まあ400万円とか500万円いったときには負担金が生じるわけですが、そういったときの持ち方というか、ある意味では、例えば、中学校のほうで体育振興会とか、そういった、要は、父兄からお金を集めるような状況が生じている。義務教育ですから、要は、上部大会、県体とか中国大会に行くのが少なかったから、全額ただあげてたというんじゃない、どうもやっぱりおかしいような気がするんですが、それを改めようちゆう気はないわけ。今回1,000万円かかったから、そしたら、ある意味でいやあ、町を挙げて支援体制ができるようなね。盛り上がりにもつながると思うんですけどね。要は、今回足らんかったけれども、その分は補正予算を組んであげようと、とりあえずの頭出しは230万円しかないけどという考え方にはならんわけ。

○升教育総務課長

委員からは補助金の額についてのお尋ねをいただきました。

これまでは、実際のところでおおむね2分の1程度の補助となっていたのが現状でございます。230万円を上限ということでやっております、今回は大会数が減って全額補助と

なりました。こちらの補助金も含めて、補助の正しい、適正な在り方については、常に検討をしているところでございます。委員さんからさきの委員会でも御意見をいただいておりますので、今、学校等の状況の把握に努めております。こういった形で今まで進めているのか、その辺りの詳細についても調べて、それを分析して、今後どうしていくかというのを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

あのときに、要は、学校の状況について調査をするような話じゃったと思うんですが、それは全くそこまで及んでなかったと。

○升教育総務課長

学校によっては、聞き取りが進んでいる学校もございしますが、なかなか進んでない学校もございします。全く進展がないというわけではございませんが、今、聞き取りの途中ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

できれば、公平公正という観点は常に思っていただけのようにお願いしておきます。

それから、タブレットの件なんですが、主要施策の成果の187ページじゃったですかね。端末の整備をしていただいて、93%がWi-Fi環境があるという話で、当初からそういった調査とか、事前に本来はしっかりやっておくべきだったんじゃないかなと思うわけですが、まあそれは済んだことですから、これからもこういう機械については5年に1回とか、そういうこともあるでしょうから、そうすると、どういう今回の反省を持っておられるのか、ちょっとお聞かせ願えたら。

○升教育総務課長

これまでの取組の検証というお尋ねと存じます。

そちらの主要施策の成果に書いておりますとおり、公募型プロポーザルによって事業者を選定したところでございます。委員御指摘の費用面は、確かに重要でございます。その費用面も含めて、光市の学校にとって、どういう使い方をして何が適しているのかということを経営的に勘案しようということで、プロポーザルにいたしました。また、その結果、LTE方式を採用いたしております。LTE方式にしたことで、学校での授業の進め方等について、通信が途中で止まったりというようなことがなく、ストレスなく授業ができるというように、おおむね好評な意見を聞いております。

また、費用面につきましても、事業者との折衝により、当初想定していたよりも安価で済んでおります。

課題等につきましては、細々とした課題は発生しておりますが、それを学校、教育委員会、また保護者の方、児童・生徒とも連携をしながら解決しているというところでご

ございます。おおむね順調に進んでいると認識しております。

以上です。

○仲小路委員

主要施策の183ページですけれども、真ん中の段のところに充電保管整備事業ってありますけれども、これの具体的に、充電保管庫の設置状況、台数とか、どこに置いてあるとか、そこら辺、具体的に分かればと思います、機能も合わせまして。

○升教育総務課長

充電保管庫についてのお尋ねをいただきました。

学校によって規模は異なりますが、原則として普通教室に各1台置いて、そこでタブレットを保管するというので進めております。2タイプございまして、45台収納できる充電保管庫が88台、25台収納できるものが53台、合わせて141台を整備したところでございます。機能につきましては、電源の負荷をできるだけ抑えたいということで、4グループで自動輪番で充電するタイプのものを選んでおります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう使い方をされてるちゅうことで。これは学校でやることで、家庭では特にそういうことはしなくてもいいということでしょうか。

○升教育総務課長

現在のところは、家庭への持ち帰りは、試行はいたしました、まだ行っておりません。もし将来的に持ち帰りが進み、家庭で使用するということになれば、充電は家庭でお願いするケースも出てこようかと存じます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

あともう2点あるんですけれども、決算書の177ページですけれども、177ページの真ん中辺りに結核精密検査委託料、予算が3万3,000円が2万1,000円になっておりまして、2ページ後の、中学校は今回はゼロという、予算はありますが、ゼロになっておりますけれども、これは、結核が発生した場合に検査ということになるんでしょうか。

○原田学校教育課長

お問合せの結核精密検査に関しましては、その可能性がある児童・生徒が出た場合に検査を実施していると把握しております。

○仲小路委員

今回、小学校で使われておりますけども、結局結核だったということではない、どうなんですかね。

○原田学校教育課長

その報告は受けておりません。

○仲小路委員

分かりました。では、検査だけを行ったということですね。

あと、細かいとこですけども、181ページの中学校のところの、予算書では205ページなんですけど、階段昇降機保守点検というのがもともと予算であったんですが、今回なくなってますけども、これは点検しなくても安全性は大丈夫なんでしょうか。

○升教育総務課長

こちらにつきましては、車椅子等で長期間学校生活を余儀なくされる場合に、階段昇降機を使用することができるようになっております。ただ、事例がかなり少ない状況ですので、使いたいときにすぐ使えるように、点検をしており、令和2年度については、そういった必要がございませんでしたので、不執行という形になっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○中村委員

決算書の179ページ、備考欄の真ん中辺、あと、主要施策の185ページの左側なんですけど、外国語補助指導員派遣委託、先ほども説明がありましたけれども、997万8,000円っていうところがありますが、令和2年度、新たに小学校低学年、まあ1、2年生だと思うんですが、の子供たちに対して、年間10時間の外国語の授業がスタートしたということですけども、実際スタートしてみて、どんな感じなのか教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

委員御案内のとおり、本市においては、小・中学校の学びの連続性を生かした英語教育、イングリッシュプラン光の一環として、独自に小学校低学年の授業にALTを導入しているところでございます。低学年における授業については、平成30年度に作成したカリキュラムに基づき、先ほどありました10時間の外国語活動を実施しているところでございます。

内容については、挨拶、数字、動物の名称など、身近なものをもとにしたゲームや、フラッシュカードを用いた活動、それから、絵本の読み聞かせや、楽しく歌いながら外国語の音声に慣れ親しむような活動などを展開しているところです。

このように、ALTとの関わりの中で、実際の英語を耳にし、その発音を自然に口に出してまねたり、英語の絵本を読んでもらうことで、独特のリズムやALTの発する外国語の音声に慣れ親しんだりすることを通して、自然に英語を用いて積極的に他者と関わろうとする姿が見受けられるなど、効果を感じているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。外国語に限らず、早い段階で何かに接していくというのはすごく大事なことだと思ってまして、年間10時間ということ、月に1時間ぐらいだと思うんですけども、ほかの必要な授業とかもあるでしょうから、そっちが減っていくとかということにならないように、ある程度バランスを考えながら、今後とも取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございます。

以上です。

○小林委員

それでは、私のほうからは、主要施策の成果の191ページの就学援助事業について御質問させていただきます。令和2年度の中学校の就学援助費というものが、令和元年度と比較をして減少していますが、その要因についてお示しいただけたらと思います。

○升教育総務課長

中学校費の就学援助費の減少ということでお尋ねをいただきました。

まず、認定率でございますが、中学校19.13%から15.85%と減少をしております。これまでそうですが、認定率については、学年ごとでかなり差がございます。その入替えとなる学年を比較しますと、令和元年の中学校3年生、抜けたほうの学年のほうが、入ってこられた学年と比べると、かなり高くなっており、小学校費は認定率ほぼ横ばい、ちょっと上がっていますが、中学校費は極端に下がったものでございます。また、児童・生徒全体が減少しておりますので、受給額については減少をしておるといのが一点。

また、説明でも少し申し上げましたが、修学旅行費が昨年度416万円ございましたが、中止や縮小ということで、その額が大きく減ったことも大きな要因でございます。

以上です。

○小林委員

すいません。ありがとうございます。現状がよく理解できました。やはりこの就学援助事業というものを通じて、やっぱり生徒・児童さんが安心して学校生活を送れることにつながっているということからも、既に取り組みされてるというふうに思いますが、しっかりと周知のほうもよろしく願いいたします。

あと、もう一点御質問がございます。こちら主要施策の成果の182ページ並びに、187ページの先ほどからお話に出ています児童・生徒1人1台ですね。タブレット端末の整

備について御質問をさせていただきます。令和3年1月から小・中学校の児童・生徒に対して1人1台のタブレット端末が導入されて、子供たちが一人一人が自分に合ったペースや学び方で学習を進めることのできる個別最適化された学びが実践されつつあるというふうに考えています。

それと並行して、教職員の働き方改革が推進されていたというふうに認識をしておりますが、タブレット端末導入以降の教職員の時間外労働の推移について、少しお聞かせをください。

○原田学校教育課長

委員お問合せの教職員の時間外在校等時間につきまして、1人1台タブレット端末が導入されました令和3年1月から8月までの記録と、導入前の令和2年の同時期を比較いたしますと、令和2年度に臨時休業であった3月から5月を除く1月、2月、6月、7月、8月のいずれの月においても、小・中学校ともに時間外在校等時間は減少しております。具体的には、小学校で約7%、中学校で約10%の縮減となっております。

○小林委員

ありがとうございます。小学校で7%、中学校で10%削減があったっていうところで、非常にいい取組、傾向だというふうに思っております。ただ、引き続きしっかりと、いわゆるタブレット端末を活用した働き方改革というものを推進していただけたらというふうに思います。

私からは以上でございます。

○森戸委員

ちょっと確認なんですけど、確認をさせていただきます。

先ほど英検のお話があったと思うんですが、主要施策の成果190ページですね。ここでは、生徒の英語力をつかむために英検I B A等々、そういうものを受けてるというようなことなんですけど、小・中学校合わせて教えていただきたいんですけど、英語に日本としても力が入っているということと、また、タブレットの導入とか、スマホの普及とか、要は、漢字を書く力とか、そういうものの力が落ちてきているのではないかなと思います。そういう点に関して、特に予算があるわけではないんですけど、英検のように、例えば、漢字検定とかですかね。そういうものを推奨するとか、そういう動きとか、そういうものはあるんですか。以前は積極的に子供たちに受けさせていたというふうに思いますが、最近、この2年度であればどうなのか。要は、こういうタブレット等が導入されて、ますますそれが必要性が高まると思いますけど、その辺のところがあれば教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

お問合せの漢字検定等につきましては、昨年度がコロナ感染症への対策等で実施されたかどうかもございますが、そういった検定等については、学校のほうで極力挑戦す

るように、働きかけを続けているものと認識しております。

○森戸委員

英検と同様に、そういう受けた数とか、その辺のところに分かれれば。2年度。

○原田学校教育課長

申し訳ございません。現在、持ち合わせておりません。

○森戸委員

ぜひ、こういうものがどんどん導入されてくる時代ですから、逆に弱くなる場所もあろうかと思っておりますので、その辺の把握はぜひ、また教えていただけたらと思います。

それと、傾向を少し教えていただきたいんですが、小学校・中学校で、主要施策の成果の181ページに児童の定期健診の結果が出ております。小・中で特に光市の出現の仕方では何か特異な状況がありますか。なければならないということではいいんですが、その辺のところ、傾向性等が分かれば教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

申し訳ございません。他市との比較等ができておりませんので、把握できておりません。

○森戸委員

光市の状況がどうなのかは、よく見ていただけたらと思います。

それと、主要施策の成果の185。失礼しました。191でもいいんですが、就学援助に関して、先ほど今年度の中学校の下がったところの説明がありましたので、それはそれで理解をいたしました。令和2年度の特例措置はどのようなものだったのかということと、それに対応され……。まあ件数というんですかね。どのぐらいの件数になるのかは、この表からは分かりませんよね。

○升教育総務課長

主要施策の185ページの下2行、特例措置の御質問でございます。特例措置については、令和2年度、2点ほど行っております。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、直近の収入を踏まえた審査を行いました。通常であれば、令和2年度の認定は、平成31年1月から12月までの所得を見て審査を行いますが、令和2年に入り新型コロナウイルスの影響で家計が急変した家庭もいらっしゃるということで、そういった家庭につきましては、お申出をいただき、直近の収入から令和2年1月から12月の収入を推計して審査を行いました。そちらの実数で申しますと、これは匿名の相談もありましたので、重複している可能性もありますが、相談は50件弱いただきました。実際に審査を行ったのが14件ございまして、家計急変ということで認められたものは6件という現状でございます。

す。

もう一つの対応策につきましては、緊急事態宣言等が出ておりましたので、申請受付期間の延長を行いました。通常であれば4月末までを期限としていますが、5月末まで期限を延ばしております。その期間に申請いただいたのが65件で、全体が545件でございましたので、1割強の方が延長した期間にお見えいただいたということになります。この2点を特例措置として行いました。

以上でございます。

○森戸委員

見えられて、それで、結果として、65件見えられたということですけど、結果的にはどうだったんですか。

○升教育総務課長

申請期間を延長したという2番目に申し上げた方々に対しては、認定基準を変えたわけではございませんので、全体の中の内数となっておりますことから、この中で何名というのは把握をしておりません。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。きちんと期間を延ばしたということと、特例の措置は、実際にはその結果よかったということだろうと思います。

それと、就学援助費に関してなんですが、小・中合わせて約4,300万円程度でありますけれども、認定率について県平均は幾らなのか。それと、光市でも認定率が高かったときがあったと思います。委員会等でも指摘をされたんですが、そのときの認定率はどのぐらいだったか。額はどのぐらいだったか。その辺が分かれば、そのときの県平均も合わせてお示しをいただけたらと思います。

○升教育総務課長

県平均ということでのお尋ねをいただきました。

県平均で発表されておりますのは、最新のものです。令和3年3月に発表された令和元年度の数字となります。こちらにつきましては20.03%となっております。

また、光市で認定率が高かったときのお尋ねでございます。この10年で見ますと、平成25年度の29.46%が率では一番高く、支出額は9,611万1,000円となっております。また、そのときの県平均、平成25年度でございますが、24.62%となっております。

以上です。

○森戸委員

高かったときのと現状を比較して、どのように思われますか。

○升教育総務課長

これは、様々な考え方があろうかと思いますが、就学援助自体の趣旨は、経済的な理由によって就学が困難な方を支援するということでございます。各地方、各自治体いろんな事情はあろうかと思いますが、あまり自治体によって違うというのは好ましくないのかなど。我々が他市とか県とか国とか、その辺りを見ていくのも、そういった理由もでございます。今、本市の認定率は県平均を下回っておりますが、全国平均よりはまだ高い状態でございます。また、国のほうが年に1回調査しておりますが、こういった基準で自治体が審査をしているかという区分で言いますと、光市の基準が一番多数のところにおりますので、おおむね適当であると認識しております。

以上です。

○森戸委員

ちなみに全国平均は、比較できるもののデータがあればお示ししていただけます。

○升教育総務課長

先ほど申し上げた県の平均が令和3年3月に発表されておりますが、それと同時に国のほうも発表をされております。それで申し上げますと、14.71%でございます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

それと、就学援助に関しては、例えば、給食費の部分も支払っているわけなんですけれども、要は、給食費も支払われているということであれば、滞納等も起こるということは考えにくいと思うんですが、その辺の関係性っていうのは把握をされておられるんですか。

○升教育総務課長

学校給食費との関係についてのお尋ねだろうと思います。こちらにつきましては、給食費分ということで、まず保護者にお支払いします。保護者は学校にお支払いをされます。滞納が生じにくいというお尋ねだろうと思いますが、保護者の方がそのお金を学校にお支払いになっているかということについては、承知をしておりません。

以上です。

○森戸委員

その点が改善すべき点があろうかと思いますが、改善をお願いできたらと思います。以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙（3番社会教育費のうち社会教育総務費及び青少年健全育成費関係について）

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

サンホームが教育と思うちょらんかったんで。主要施策の成果の197ページ、放課後児童クラブの状況というところで、室積と三井について定員オーバーが多いわけですが、これは何かいろんなことを検討をされてるんでしょうか。それとも、ずっともう長いこと定員オーバー続いちよるよね。

○国広文化・社会教育課長

サンホームの定員についてでございますが、アの表の中に、現在の登録者数と定員を示しております。実質のところ、登録者数はこういった数字になっておりますが、日々の利用状況を見ますと、大体7割から8割の児童が利用している状況でございます。また、室積のサンホームにつきましては、この夏休みから、以前グラウンドにございましたログハウスを活用し、分散で保育をしている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

窮屈といいますか、定員が多いということで、普段密にならんようにというような話もあるぐらいですから、その辺りのところは十分配慮をしてあげていただきたらと思います。

それから、決算書の21ページの社会教育費負担金のところで、放課後児童クラブの未収金、収入未済額が63万1,500円出てるんですが、過年度分と現年度分の未収の割合とか、ちょっと説明ができます。

○国広文化・社会教育課長

現年度分の収納率は、99.数%で、高いところで推移をしております。昨年度は、徴収に関してはコロナの関係で戸別訪問等が難しい状況がございました。そういったところで、現年分を何とか100に近づけようということで、電話での徴収の問合せに力を入れて行った状況でございます。

○河村委員

現年度分がそのくらい高けりゃ特に問題ではないと思うんですが、以前は3時過ぎからおやつが出るんで、わざわざ未収金もあったりするのに、おやつあげんにゃいけんのかいのと。ついでに5時過ぎまで我慢すりゃええののうと思うようなこともあったんですけどね。そんなことがないように気をつけていただいとると思えますけど、過年度分について、ずっと置いておくわけにもいかないんで、何か手段を講じなきゃいけないだろうと思えますので、その辺りのところも配慮して収納に当たっていただきたらと

思います。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、前田図書館長 ～別紙（4番社会教育費のうち文化振興費、市民ホール費、図書館費及び人権教育費関係について）

質 疑

○西村委員

1点だけ、今後の理解を深めるためにお尋ねをいたします。決算書は191ページ、主要施策の成果は213ページになるかと思えます。

伊藤公資料館管理運営事業についてです。先日の市長の説明の中でも、映像等制作委託料の中にあると思うんですけども、映像のリニューアルについて、声優の水樹奈々さんを起用したという旨の説明がありました。ナレーターに水樹奈々さんを起用した経緯や理由、その効果などを確認させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館の映像リニューアルのナレーターに水樹奈々さんを起用した経緯でございますが、映像制作当初より、制作を担当するテレビ局から水樹奈々さんがいいのではないかとという提案をいただいております。ナレーションについては、今回制作した映像にマッチするのは、女性ナレーターの起用がいいのではないかと教育委員会、テレビ局双方の意見が一致したところで、最終的に水樹奈々さんに決定したところでございます。制作の途中段階において、ナレーターの選定協議を行う中で、その他のナレーターも候補に挙がりましたが、新しい映像に合わせて著名な水樹奈々さんを起用することで、インパクトのある宣伝効果を全国に発信できたと考えております。

また、映像では前編・後編の二部構成になっておりまして、前編では、東荷村に生まれた伊藤が武士になる生い立ちのシーンが多く、この中では、ナレーターの水樹奈々さんに優しい口調の、「ですます」調でナレーションをお願いしております。後半の映像では、日本を近代国家に導く伊藤の強い意志が表れるシーンが多いことから、強い口調で、「言いきり」口調でナレーションをお願いしております。また、前半・後半で、水樹さんには、声色も変えてナレーションをお願いしたところでございます。このような細かい要望に応じてナレーションの収録をいただいた結果、非常に映像にもマッチした迫力のあるナレーションになったと思っております。

効果につきましては、昨今のコロナ禍において休館等もあり、入館者の落ち込みは見られますけれども、若い世代の入館者数があまり減少をしていないというところがございます。また、資料館に電話でのお問合せにはなりますが、「水樹奈々さんは映像の中に出演しているんですか」とか、「映像は一日何回流されるんですか」といった問合せもあり、一定の効果があつたと思っております。

以上でございます。

○西村委員

詳細な説明ありがとうございます。よく理解できました。ありがとうございます。

○河村委員

189ページの下段のふるさと郷土館の管理運営のところで、修繕費が4万4,000円出て
るんですが、リスク管理の中で、指定管理者は10万円までは自分でやるちゅうんじゃな
かったかいね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長

案内看板の修繕をしたもので、建物の中ではなく、道路にある案内看板を修繕した費
用ということで、リスク分担の中ではないものと考えております。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の201ページと、203、204に関連してちょっとお尋ねをいたしますが、
まず1点目で、神籠石の保存活用事業があると思いますが、これ自体、ここの、神籠石
自体に、まあ活用と書かれてますから、どのぐらいのお客さんが年間を通して来られて
るのか、2年度では分かりますか。

○国広文化・社会教育課長

神籠石は、石城山の山頂ということもあり、そこで来訪者をカウントするすべは持っ
ておりませんが、主要施策の成果の201ページの一番上、石城山神籠石の保存活用事業
でパンフレットの増刷をしております。このパンフレットは、石城山の駐車場にパンフ
レットを入れる箱を設置し、月に1回、職員がパンフレットの減り具合を見て補充をし
ています。このパンフレットの減り方が来訪者数を計る手がかりの一つになると思いま
すが、季節にもよりますが、大体一月に50部から60部は減っていることが見受けられま
す。パンフレットを取られる方、取られない方がいると思われませんが、最低でも一月に
50人から60人は山頂に足を運ばれておられるのではないかと考えております。

○森戸委員

観光のほうに聞くと、神籠石だけじゃなくて、石城山全体だろうとは思いますが、令
和元年が4,000とちょっとで、令和2年が1,800とちょっとというようなことの数であり
ました。何が言いたいかといいますと、要は、商工観光とか広報のシティセールスとか
等含めて、どういった連携を活用してここを周知をするといいますか、お知らせをする
といいますか、観光に結びつけていくといいますか、そういう連携についてはどのよう
なことをされておられますでしょうか。それ自体は、まあこの神籠石だけではないんで

すが、203ページ、204ページにいろんな文化財がたくさんあるわけなんです、伊藤公だけではなくてですね。そういうところも連携をしながら売り出していく、まあ保存も大切なことなんです、やっぱり人の目にさらされてこそ価値が出てこようかと思えますので、その辺の連携についてお知らせをいただけたらと思います。

○国広文化・社会教育課長

様々な文化財等と観光との連携というところで申しますと、現在、シティプロモーションとの連携というところでは、シティプロモーションが開設しているインスタグラム等への投稿を行うなど、アピールをしているところがございます。こちらのほうは、神籠石だけではなくて、人形浄瑠璃であったり、牛島のモクゲンジであったり、そういったものを光市のPRの一端を担うというところがございます。

また、伊藤公資料館等、様々なものにおいては、こういった連携はもとより、それぞれの個別の施設の発信を高めるために、ユーチューブ動画を活用し、全国的に情報発信をしていこうと考えております。今後、歴史と観光がコラボレートするイベントの活用も考えていきたいと思っております。

○森戸委員

分かりました。コロナの状況というのは、市外に出ないとか、県外に出て行かない、中を深く見ていくチャンスだと思いますので、そういう回帰する動きが、周南エリアでは、まあ周南3市が連携をして、観光のお話ですけどね、ありますので、こういう時期は逆にチャンスだと思いますので、非常に魅力的な文化財たくさんありますので、峨眉山の樹林も含めて、活用という観点を商工とかシティセールス連携しながら、引き続き取り組んでいただけたらと思います。

それと、主要施策の成果のブックスタートの事業があらうかと思えますけれども、ブックスタートの反応はいかがだったですかね。この年から始められたと思えますけれども。

○前田図書館長

ブックスタート事業についてお答えいたします。

ブックスタート事業は、令和元年度から健康増進課、子ども家庭課、図書館の3課が連携し実施しております。本、トートバッグ、読書についての冊子の3点をセットし、母子保健推進員の家庭訪問時に各家庭にお届けしております。配布する絵本は、図書館司書により候補を数点選書した後、関係各課等の意見を聞いた上で決定し、年度ごとに変更しております。配布を担当している母子保健推進員の方からは大変好評だとの声を聴いております。

ただ、今回、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在は対面での配布はできておりません。母子保健推進員が電話でお母さん、お子さんの様子を聞き、ブックスタート事業の趣旨を説明し、ポストへ投函する方法で配布しております。

事業開始当初、親子で図書館に来館され、絵本と一緒に配布したトートバッグに借り

られた絵本を入れて帰られる姿がよく見受けられていましたが、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響から入館者数が減少しており、乳幼児を連れた親子の来館が多少減少しているように感じております。

コロナ禍の中ではありますが、乳幼児の御家庭に絵本をお届けすることは、親子で絵本に親しむ機会を広げるものであると考えております。

以上で終わります。

○森戸委員

私のちょっと聞き方が悪かったんですけど、要は、スタート事業をやったことで、図書館事業本体のほうに多少なりとも好影響が出ればなと思いましたが、袋を持たれた方も見受けられるということで、まあコロナの状況でもありますから、数は分かりにくいと思いますが、着実に、何と申しますかね、本に興味を持つという意味においては、図書館に来るといふ部分については効果があるんだろうなと思っておりますので、いい、素晴らしい事業だと思っておりますので、引き続き本に興味を持つという部分に関して、世界を広げていくという部分において、今後お願いをしたいと思っております。

それと、図書館全体でちょっとお尋ねをいたしますけれども、まず、年間で書籍等の盗難はどのくらいあるのか。その部分に対する対策というものは何かあるのか。その辺のところをお知らせいただけたらと思っております。

○前田図書館長

書籍の盗難についてお答えします。

図書館においては、毎年資料の除籍を行っております。蔵書点検を行い、2年以上所在不明になったもの、借受けから2年以上経過し回収不能になったもの、借受人が紛失したものを合わせて亡失資料として除籍しております。

委員御質問の書籍の盗難については、亡失資料のうち、2年以上所在不明のものに該当するものとなります。令和2年度は、除籍資料5,047点のうち49件が亡失資料となっております。

館内における盗難対策としては、館内の見回りや毎月の整理休館日の書架整理などを実施することにより、今後とも亡失・盗難対策に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○森戸委員

了解しました。一定数盗難になる形があるかとは思いますが、よく本屋さんとかでも、やっぱり盗難で利益がなかなか出にくいんですよみたいな話がよくありますので、下松の図書館だと、タグが本につけてありますから、出ようとするときに音が鳴るといような仕組みになってますが、それを導入するというのはなかなか難しいことだとは思いますが、例えば、防犯カメラを設置するであるとか、その辺の検討も含めてお願いできたらと思っております。

以上で終わります。

説明：村崎体育課長、清水学校給食センター所長 ～別紙（5番保健体育費関係について）

質 疑

○河村委員

197ページの体育施設の管理なのですが、以前にも話をしておきましたが、それぞれの体育館、あるいは、いろんな機械器具がありますが、チェックリストを作るような話をしたと思うんですが、そのチェックリストと、どの程度の点検をやっておられるのかお尋ねをいたします。

○村崎体育課長

各体育施設の備品類等につきましては、それぞれ指定管理と基本協定の中でお願いしていますが、チェックリスト並びに、いわゆる大規模な備品等につきましては、業者の専門的なチェックを行っていただいております。その都度、何かあった場合は、いわゆるリスク分担上で修繕等を行っているのが現状です。

以上です。

○河村委員

最近、壊れてから補修、修繕をするケースが多いと思うんですが、やはり事前チェックをして、そうなる前にというような形が望ましいと思いますので、チェックリストはやっぱり持ちよかんにゃいけないと思いますよ。その辺は対応をお願いいたします。

それから、中段の施設予約システムの使用料なのですが、これは、前、企画のほうでやっておられたことじゃろうと思うんですが、うちぐらいの規模でこの施設予約システムを入れなきゃいけないというのが、ちょっとよう理解ができませんのですね。大体どの程度の利用者、予約のですね。今はこの予約システムに入れんにゃ予約ができん状況じゃから、皆さん入れておられるとは思いますが、うちぐらいの利用状態であれば、普通は台帳を持って、台帳でチェックしたって知れちよるのいね、ホールとか、サブとかを含めてですね。だから、全くこれ、それは私が思うだけかも分かりませんが、ちょっとその辺、説明してもらっていいですか。

○村崎体育課長

予約システムの件でございますが、確かに大会等につきましては、大部分が年度初め、年度前に関係団体からいただきまして、調整会議を行い、いわゆるイベント、大会、試合等については、台帳上で予約をしております。

ただ、いわゆる一般利用につきましては、空いているところがパソコン、インターネットから確認でき、一定期間前にパソコン上から予約ができるということで、現在のところ、総合体育館、大和総合運動公園、スポーツ公園については、この予約システムを利用しているところがございます。

○河村委員

分かるんですよ。だから、要は、そういった常時大会等で使用される人を除いたら、頻度そのものがそんなに多くない、状況的にはですね。だから、受付窓口を一つに統一をして台帳で管理しても十分、しかも、相手が市民であれば、なおさらそうだと思うわけですよ。ちゅうのは、大きい山口県とか、下関とか、山口とかというところと、うちなんかじゃまるっきり待遇が違うんで、その辺りのところは、費用対効果はしっかり考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますのでね。その辺りのところは利用しながら、もうせつかく導入はしよるんですが、利用しながら、ぜひ検討をしていただいたらと思います。何か企画のほうにも前に話をしたことがあって、検討をするようなことじゃったと思うんですがね。その辺りの対応はお願いしたいと思います。

それから、給食センターですが、主要施策の成果の一番下段ですよ、231ページ。先ほど山口県産あるいは光市産の食材の利用についてお話をいただいたんですが、新しい給食センターを造るときに、それまでキュウリじゃったら、曲がったんじゃないけん、まっすぐのキュウリというようなことで、そういうんじゃない、どういう形でも対応できるような機械を導入したというふうに聞いてたんで、要は、できるだけ季節に合った品物については、光市産のそういった食材を使うと。それが可能な機械を導入したんだというふうに理解をさしてもろうたんなんですが、それがあまり効果に現れないというところがちょっと理解ができない。毎年僕はたんびに出てきたときには言うような気がするんですがね。大量に取るときに、要は、光市産を購入した上で、足りないものを徳山青果なり、農協なり、大量に仕入れることができるところに頼ったらええと思うんですが、そういった改善はできんのですか、これは。

○清水学校給食センター所長

委員さんからは、総量のうち一部でも光市産食材を使用して、残りをそれ以外で調達すればといった御趣旨の御意見かと思えます。

給食センターで使用する食材につきましては、リスク管理の観点から食材ごとに一発注しており、同一食材で分割発注を行っていないのが現状でございます。これは、食材の品質、品種の均一化による調理工程の統一化、それとまた、調理後に何らかの不測の事態があった場合に、早急な原因の特定を行う必要があることなどから、調達については、ある程度まとめた形で調達しているところでございます。

以上です。

○河村委員

リスク管理でその食材をとというのは理解できるんですが、それは、要は、光市産なり、あるいは山口県産であれば、そういった、ある意味で言やあ、調理に不具合な品物も入ってくるというふうにも聞こえるんですが、その辺の説明もお願いできます。

○清水学校給食センター所長

光市産食材の使用についての御質問でございます。

光市産につきましても、その他の野菜につきましても、調理工程を考えた場合に、一定の規格、サイズ等は求めております。ただ、発注の順からすれば、献立が決まって使用する食材が決まれば、先に市内J A、里の厨のほうに御案内をさせていただいて、可能な範囲で対応していただく。その次に、ほかのところで一括調達をしていくということで、可能な範囲で市内の地場産食材を使用しておるところでございます。以上です。

○河村委員

古いほうの、浅江小学校のどこあった学校給食センターと、じゃあ、新しいところへできた新しい給食センターで、何が違うんですか。もともと何千食じゃったかな、4,500食なきやいけないというようなことを言いながら、現実には4,000食にも今、満たってない、たしかね。だから、じゃあ、前の古いところで十分機能しよったのに、入れたちゅうことにもなりかねんじゃろう。その当時の説明の中で、要は、いろんな野菜等の形やなんかについても対応できるというような話もあったんですが、どうもその辺りが理解できんのですけどね。どうにかして光市産の食材使用率を上げるということに、ちょっと腐心していただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の230ページの体育施設整備事業について1点ほどお尋ねをいたしますが、総合体育館のメインアリーナの雨水の漏れる対策ですね。これは、要は、建物自体が豪華で、なかなか管理しにくい構造で、どっから漏れよるかも分からんと、そういうような状況にあったと思いますが、この対策工事によって、それ以降、水が漏れるというようなことは、雨が漏るということはないんですかね。解決しましたかね。

○村崎体育課長

体育施設整備事業の件でお問合せと思います。

総合体育館メインアリーナにつきましては、委員さんが御承知のとおり、構造自体が非常に特殊な構造で、雨水を一旦中に取り込んで、内部の排水口へ持ってきて流すという形のものでありますから、途中のどこかで水が漏っていたということで、今回、大規模な改修をいたしました。今のところ、アリーナについては大丈夫と聞いております。また、おっしゃるように、非常に構造が難しいものを使っておられますので、ほかにもそういったことが出てくる可能性もありますので、そこは特に協議に支障がでないような形で、点検等も随時行っていければと考えてるところです。

以上です。

○森戸委員

よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○河村委員

181ページのこれは中学校のところで、真ん中辺にPCBの処理委託というのがあるんですが、期限があって、大方何か期限が来たような気がするのと、処理費等については補助金があったような気がするんですが、その辺りちょっと説明してもらっていいですか。

○升教育総務課長

PCB処理委託料に関するお尋ねでございます。

こちらにつきましては、先ほど説明でも若干触れましたが、令和元年度に実施しました空調設備工事において、高圧受電設備を更新いたしました。その際に、廃棄すべき変圧器から低濃度のPCBが検出されたことから、専門業者による運搬及び処理を委託するものでございます。こちらの処理につきましては、全国で何か所か処理するところが指定をされていたり、また、運搬できる業者も指定といたしますか、免許といたしますか、資格が要るといような形でございました。その辺りで情報収集をしながら適切に処理をするように進めまして、こういった処理委託料を計上したところでございます。

以上でございます。

○委員長

補助金について。補助金については、補助金等があるのではないのかということもありました。

○升教育総務課長

失礼しました。補助金等については、この事業を進める際に考慮をいたしましたけれども、該当するものはなかったと承知しています。

以上です。

○河村委員

低濃度のPCBについても、たしか補助金があったと思うんですが、まあ運搬については費用が要るんだろうと思いますけどね。ちょっとその辺りのところは、これから出てきたときを含めて、よう勉強しといていただきたらと思います。たしか期限ももうそろそろ切れたか、切れるぐらいのところだったと思いますので。

それから、187ページの上段、これは青少年健全育成の公用自動車の購入費ですが、メロディパトロールは通常購入するときには補助がつくんですが、その辺りのところをちょっと聞き漏らしたんですが、説明をお願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

メロディパトロール車の購入の原資につきましては、NPO法人から政策企画部に寄附金を頂いており、それが自動車購入の原資となっております。そのNPO法人から頂

いた寄附金については、その他の用途にも使用しているところがございます。
以上です。

○河村委員

いや、メロディパトロールの自動車購入費の176万7,000円、今回も上がってますが、その購入費については、対応をする収入があると。説明はされませんでした。それはどっか前のところで出てるということでいいですね。

それから、もう一点、最後、95ページの人権教育のところの図書購入費で、毎年DVDを購入しておられるんですが、この人権のDVDを最近貸し出ししているというのをあまり見ないんですけど、もし利用実態をお持ちでしたら説明をしていただいたら。

○国広文化・社会教育課長

利用実態は、今、手元にございませませんが、高等学校や学校とか、それから、人権の集い等でDVDの放映コーナー等を設けておりまして、そういったところでこのDVDを活用している状況でございます。

以上です。

○河村委員

結構中身のあるDVDなんで、できるだけその機会を持って映していただきたらと思います。最近、昔なら公民館なんかでもやりよったんですがね。もう今、全くそういう機会がないし、人権の集会でもそういったDVDを見ることがなくなってきたんで、やめるならやめてもええんですが、やめられんでも、いろんなところで見ていただくことは大事だと思いますのでね。よろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) 報告事項

- ①令和3年度教育委員会事務事業評価結果
(対象：令和2年度事業分)

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について〔政策企画部所管分〕

説 明：山岡政策企画部次長 ～別紙

質 疑

○西村委員

今後についての理解を深めるために、1点だけ質問をさせていただきます。決算書は多分69ページ、主要施策の成果が29ページ、30ページ、決算参考資料は6ページになるかと思えます。

決算参考資料6ページの不用額について、企画費の負担金補助及び交付金の部分で、先ほど空き家改修等助成事業と移住就業・移住創業支援について説明があったんですけども、いずれも利用がなかったためというふうに説明があったと思うんですけど、この制度概要についてもう少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○佐々木企画調整課長

それでは、空き家改修等助成事業補助金と移住就業・移住創業支援補助金の概要について御説明いたします。

まず、空き家改修等助成事業につきましては、中山間地域、光市内で言えば、旧周防村の地区であります周防地区、それから、旧大和町の地区でございます東荷、塩田、岩田、三輪地区、それから、伊保木地区、牛島地区でございますが、そういった中山間地域や市街化調整区域における空き家情報バンクの登録物件を確保して、移住定住の促進を図ることを目的とするものでございまして、これらの地域に立地する登録物件が賃貸もしくは売買契約に至った場合に、物件の所有者または利用者に対して、空き家改修のための経費や、残存する家財道具を撤去するための経費の一部を助成しようとするものでございます。

なお、改修に対する助成として、建屋や給排水設備等の改修に対しまして、経費の2分の1、最大25万円を助成するものでございます。家財撤去につきましては、経費の2分の1、最大5万円を助成するものでございます。

それから、移住就業・移住創業支援補助金につきましては、国と県の制度を活用いたしまして、一定の要件の下、東京圏から移住就業者・移住創業者に対して移住支援金を交付しようとするものでございます。具体的には、東京23区に直近5年以上在住または通勤している人が対象となっております。就業等のために本市に移住した場合、または、県の創業支援事業を活用して本市に移住した場合に、1世帯当たり最大で100万円の助成を行うものでございます。

以上でございます。

○西村委員

説明ありがとうございます。昨今やっぱり新型コロナウイルスの影響で、都心から地方に人が流れてくる、そういった流れというのが見られております。また、さきの委員会質問だったかな、の答弁の中でも、そういった移住・定住に対する問合せ自体は増加の傾向にあったというふうなことを、以前、回答としていただいていたかと思います。ただ、その中で、やっぱり空き家の改修事業であったりとか、移住就業とか移住創業の補助金が使われなかったというのは、少し残念だったかなと思います。ただ、今後も考えて、やっぱり必要な仕組みにはなってくると思いますので、引き続き利用してもらえるように、しっかりとPRをしていただければというふうに思います。よろしく願います。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の 30 ページの移住フェア等への参加ということで、今回はコロナでオンラインで行われたわけなんですけど、対面でやるのと比較をして、オンラインでの成果といいますか、はどうだったですかね、この2年度。

○佐々木企画調整課長

移住相談会に関する成果という御質問でございます。

具体的な移住相談を実施するために、これまでは東京で開催されます移住相談会などに参加して、対面で直接移住検討者に本市の魅力や支援制度をお伝えする機会がございましたが、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、舞台をネット上のオンライン移住フェアに移して、積極的に本市への移住を呼びかけているところでございます。

その状況でございますが、令和2年度は5月31日、それから10月4日、翌年の2月7日にオンライン全国移住フェアに出展し、本市での相談は、1回目、2回目にそれぞれ1件ずつございました。

そのほかにも、11月14日に県が主催しておりますYY！ターンカレッジ公開講座、これもオンラインでございますが、これに参加いたしまして、本市の紹介をするとともに、市内に移住された方で、市内に店舗を有する企業の副社長さんであります山本統さんにも御参加をいただいたところでございます。

このほか、2月27日に九州・沖縄・山口合同移住オンラインフェアへ参加いたしましたが、このフェアと前述のYY！ターンカレッジ公開講座につきましては、個別相談を受けるプログラムではなく、自治体からの情報発信のみでございました。

以上でございます。

○森戸委員

なかなかオンラインでやり取りというのがちょっと想像できないんですけど、いかがだったですかね。オンラインでやってみてのやり取りは、どんな感じでしたか。やっぱ

り対面と比べてやりづらいつかを含めて。私としては、オンラインの効果がどれほどのものなのか測定したいので、お尋ねをしてるんですが。

○佐々木企画調整課長

オンラインのやり取りでございますけれど、やはり対面、現地に行ってお話をする場合であれば、例えば、人を連れてきてお話をすることすることもできるんですけど、さすがにオンラインとなりますと、本気で検討をされている、光市に興味がある人が来て相談をするということになりますので、移住に関して知名度がそんなに高くない本市において、いきなり移住先の候補になるというのは難しいので、なかなか相談の件数自体が増えないといったところでありまして、こうしたフェアに出展することで、少しでも知名度のアップにつなげていきたいなというふうに考えております。

こうした中でも、相談者である一人の方は、海のある生活というものを望んでいる方がいらっしゃいました。こうした本市の魅力ですとか、本市ならではのライフスタイルというものをしっかりPRして、きめ細やかな情報発信をして、本市への関心を高めてもらえるように努力したいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

なるほど、よく分かりました。興味のある方が当然オンラインですから来られるんでしょうから、着実にこういうふうにコロナの中でも行われて、移住の取組も行われておりますので、評価をしたいなと思います。

それと、すぐ下の滞在補助金ですよね。これは令和2年度から始まった分だと思えますけれども、どんな方が起こしになられたのか、これを活用してですね。実際に成果としてつながったのか。それと、もう一点は、この制度自体のPRはどのように行われておられるのか。その辺からお願いします。

○佐々木企画調整課長

UJIターン滞在費補助金の成果とPRの方法ということでございます。

本事業につきましては、先ほども説明がありましたが、県在住の移住希望者が移住に向けた下見であったりとか、暮らしの体験のほか、市内の就職面談などで来訪される方を支援して、移住につなげていこうというもので、市内での宿泊費やレンタカー使用料の一部を補助するものでございます。

成果につきましては、令和2年度実績は1件でございました。移住先決定に当たっての情報収集のために御夫妻で来訪され、9,000円を交付しております。なお、この御家族は、お子様を含めて3人が関西地域から本市のほうに移住されたというふうに伺っております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、決算書の 81 ページの基金管理事業でちょっと確認なんですが、公共施設等整備基金がございますよね。基金の積立て方としては、年間 5,000 万円程度だったと思うんですが、今回 158 万 5,000 円ですか。通常的目標からすると少なかった理由は、コロナの部分に関することなのかなと思いますが、念のため聞いておきたいと思います。

○山岡政策企画部次長

公共施設等整備基金に対する積立てが今年度は 158 万円の理由ですが、これにつきましては、基金条例に基づき、基金の運用で得た利子については、条例上、積み立てることになっておりますので、これに基づいて積み立てております。目標は、最終的に 15 億円の額を積み立てるということにしておりますので、毎年度 5,000 万円ずつ積み立てることは、目安の一つであり、現在は、例えば、土地が売れた場合等を活用して 2 億円積み立てる等の手法で行っております。

○森戸委員

じゃあ、当初だけだったんですかね。たしか 5,000 万円ずつ積んでって、何年か続いたような気がするんですけど、違いましたか。いや、結構ですよ。また確認したいと思いますので。

それと、決算参考資料の 28 ページなんですけど、未来創造基金があらうかと思えます。これは、市民の連帯の強化とか地域振興に関する事業を推進するために平成 24 年に造成をされたと思えますけれども、現在の利用と今後の使い方、その辺が分かればお示しいただけますか。14 億 3,000 万円で推移をしていますので、ほとんど使われていないとは思いますが、基金の目的に沿っては使われてないと思えますので、その辺が分かればお示しをいただけたらと思えます。

○山岡政策企画部次長

委員より未来創造基金は目的に沿って使われているかという御質問をいただきました。

現在の利用状況ですが、未来創造基金につきましては、合併後の地域活力の衰退を防ぎ、地域住民の連帯の強化や地域振興を図ることを目的に、合併特例債を活用して造成したものでございます。原則こちらは果実運用型の基金でございますので、これまでは運用益をふるさと祭りの経費に充当してきたところでございます。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりふるさと祭りが中止となったため、地域づくり推進交付金に充当をさせていただきました。

今後の使い方ですが、現在のところ定まった利用は決定しておりませんので、これまで同様、果実運用型としての活用が見込まれるところでございます。

なお、この基金を取り崩して今後活用をしていくかという御趣旨であれば、基金条例第 1 条で定めた市民の連携の強化及び地域振興に資する事業、こちらには取り崩して充当することができるかとされておりますが、充当される額は償還した範囲内ということにされております。これまで取り崩しての利用については、全く行っておりません。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。基本的には、果実で運用していくということでの地域振興に資する事業に使ってるということで、理解をいたしました。

それと、主要施策の成果の 240 ページで、市債の借入れ状況が出ております。この市債の発行において、有利な調達に関してどのように心がけたのか。いろいろな利率があると思いますけれども、その辺の戦略とでもいうべきところが分かれば、お示しをいただけたらと思います。

○山岡政策企画部次長

市債発行においての有利な調達という御質問をいただきました。

市債を借り入れる際には、240 ページでもお示ししておりますように、公的資金と民間資金がございます。公的資金については、財務省によって管理運営をされる財務省財政融資資金や、その下の地方公共団体金融機構等がございます。こちらは、自治体に長期かつ低金利で資金を融資するために設立されたものですので、いわゆる銀行などの民間資金に比べて非常に低金利で貸付けを受けられるため、まず、公的資金での借入れを優先して行います。2年度も約 10 億円、全体では約 65%を借り入れておまして、その利率は借入れ時期や借入れ年数等によって異なりますけど、安いものでは 0.02%等で、かなり安く借り入れているところでございます。

ただし、公的資金については、国による総額が決まっているなど制限があり、要望した全ての金額が借入れできないことや、例えば、緊急浚渫事業など起債事業のメニューによっては、そもそも公的資金で借入れできない事業もございます。このため、このような場合については、銀行等民間資金を活用しております。銀行等民間資金を借り入れる場合は、見積り入札を実施し、最も安い利率の銀行から借入れを行う工夫をし、有利な調達に努めておるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

基本的に、民間での調達であれば、一番高いものでどのぐらいになるのか分かりませんか。以前は5%とか、非常に高い時期もあったんですが、その辺から比較すると、今現状はどのような形ですか。

○山岡政策企画部次長

令和2年度を参考にして申し上げますと、0.15 から 0.2%、この範囲内で借入れを行っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

適正に調達をされているなどというところがよく理解をできました。
以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山岡政策企画部次長

先ほど私が説明した中で、決算参考資料の6ページ、不用額の状況の欄でございます。総務費、総務管理費、企画費の負担金補助及び交付金の欄のうち、空き家等改修助成事業でございますが、先ほど家屋の改修にかかる助成として2件分100万円、家財撤去にかかる助成として同じく2件分20万円と申し上げましたが、家屋の改修にかかる助成として4件分100万円、家財撤去にかかる助成として同じく4件分20万円と訂正し、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○河村委員

まず最初に、この参考資料にしても、何ちゅうても字が小さい。もう入札やなんかんとこ行ったら、目がちらちらして見えんような状況なんで、ぜひこういった資料の作成に当たっては、読みやすい書類をといてのをお願いしたいと。

それから、今、説明はしていただくんですが、恐らく作った当初はそれでえかったんだと思うんですが、もう担当があっち行ったりこっち行ったり、中にはよその科目の中に予算が入っちゃったり。それは見られんわね。もしも説明を落としたときには、そこだけは見ようがないから、何かそういった意味じゃ、ちゃんと款項目を自分の部課と一緒に合わせて整理をしていただくような、そういう決算書を、まあ予算も一緒なんですけどね。作り方というのを多少工夫をしていかなと、最初はちゃんとしとったと思いますよ。長年の中でだんだん外れていったんですよ。その辺りのところをちょっと工夫をお願いしておきます。

71ページの上段、光ふるさと応援寄附金のところの返礼品、令和2年度はどんなものじゃったんですかね。

○佐々木企画調整課長

ふるさと光応援寄附金の返礼品でございます。令和2年度につきましては、お礼品全体で112品ほど登録をされております。その中で、かいつまんで言います。特に人気があるようなもので言いますと、海産物の関係、例えば、トラフグの刺身であったり、それから、ハモ、ハモしゃぶセットとか、そういったものがございます。それから、農産物関係も割と人気が高く、ひかりバナナであったり、イチゴといったようなものもございます。それから、工業用品といたしまして、ステンレス製品、これも人気がございます。フライパンであったり、チタンマグカップ、そういったものもございます。

以上でございます。

○河村委員

よく経済部のほうで、お土産品というか、特産品というような形で作っておりますが、そういったものは入ってるんですか。

○佐々木企画調整課長

光セクションが認定された中でふるさと納税の返礼品となっているものはございますが、今ちょっと、全てをちょっと把握してないんであれですが、そういったものももちろん入っております。

以上でございます。

○河村委員

せっかくそのセクションで選抜した4品目だったかな、ものについては、極力売上げに貢献できる、なおかつ、光をアピールするのにちょうどいい品物だというふうに思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただくことをお願いをしておきます。

それから、ちょっと見にくいんですが、本年度の財産の売却ですが、どっかのところに2,000万円ぐらいの数字が上がっちゃったんですが、どっかそういう資料があったんですかね。財産の売払い収入。

○山岡政策企画部次長

決算書の47ページのほうの土地売払い収入として、2,089万8,000円を記載しております。

○河村委員

目標は何ぼじゃったんかいね。

○山岡政策企画部次長

単年度当たり1,400万円でございます。

○河村委員

単年度1,400万円だけ。7,000万円じゃなかったっけ。

○山岡政策企画部次長

5年で7,000万円でございます。

○河村委員

5年で7,000万円か。

それから、主要施策の成果の一番最後、基金の運用状況の中で、土地開発基金の土地なんですけど、これは評価替えといいますか、当初取得をしたときの価格を載せてると思うんですが、見直しをしたりするようなことがあるんですか。それと、塩漬けっちゅうんじゃ、それはどうにもならんので、どうやってその販売をしようとしておるのか。

○山岡政策企画部次長

まず、1点目の御質問であります土地開発基金の土地について、金額の見直し等を行っているかという御質問に対しては、土地開発基金の土地については見直しを行っておらず、購入時の価格で計上をしております。土地開発基金の土地を売る場合につきましては、今、委員おおせのとおり、購入時の価格と売却時の価格で金額の下落が見られますことから、基金の条例改正を議会に上程し、基金金額の改正行った上で、売却をしておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、この土地は何年そのまま、現状。何年そのままです。

○山岡政策企画部次長

基金の土地の売買状況に関しては、近年では、令和元年度に武田薬品工業より冠山総合公園用地として1億7,000万円で購入し、平成28年度には、岩田駅の周辺都市施設整備事業として2,300平米を4,000万円で買い戻したり、数年間に一度程度、売買が行われております。

以上でございます。

○河村委員

武田の冠の土地は、普通財産になっちゃうの。

○山岡政策企画部次長

土地開発基金の土地として保有しております。

○河村委員

この土地開発基金の土地というのは、売るための土地を置いてるんじゃないんですか。最初からずっともう塩漬けなのか、あるいは、冠の土地なんかで言やあ、行政財産になるかなど、駐車場としてね、思うぐらいのどこなんです、そういう整理ちゅうのはいつするん。

○山岡政策企画部次長

土地開発基金は基本的に、公用に供する土地として、市がその事業等を行うための代替用地等の先行所得を目的として使用するものであります。現在保有しているものについても、今後代替用地としての活用が見込まれることなどがあれば、活用いたします。現在は、基金として土地を保有している状況でございます。

○河村委員

財政のところは企画というか、実際には市のいろんな計画ものをつくって、それをや
っていくんで、あなたのところで計画をつくらんにゃ、それじゃ、これはもう未来永劫
そのままということになってしまうんだよね。ほかの部署が、じゃあ、建設部がこうし
ますああしますというんじゃなくて、ここが采配を振るうとこなんじゃから、ここでそ
ういったやり取りをして、もしも昔じゃったら、今言われたような代替の土地が必要
なんだよね。だけど、もうそういう時期じゃないじゃん。そういう代替の土地はほとん
ど要らない。そしたら、もう処分をせんじや。そういう意味合いでは、前にも話をしま
したがね。活用できる土地はほかにもあるけれども、どうも整理の仕方がいま一つでき
てないんじゃないかというふうに思われるんですがね。その辺はどんなですか。

○山岡政策企画部次長

土地開発基金につきましては、他市の動向等を調べると様々な、例えば、廃止をし
たり、現状本市と同様に売買したりという事例がございます。今後、土地開発基金の活用
方法等について、研究してまいりたいと考えております。

○河村委員

早急に整理をしていただきたい。今、新しい、何ていうんですか、今、改定システム
を全て変わってきて、ある意味で言やあ、結構その動きを早くしていかないと、ついて
いられないという面もある。基金そのものも、もともと開発公社が持ってたものを引き
継いだりして、特に岩田の駅前なんかをしても、結構早う手放したほうがええ。今なら
財産価値が何ぼかなるけれども、将来にわたったらそんなことがないケースも今あるん
でね。ぜひそういった検討を、ほかの部分もですよ。要するに、これは基金だけですが、
ほかでないところもあるんで、そういったところもぜひ早急に検討をして、次の対策を
練っていただきたいと。

終わります。

○小林委員

それでは、私のほうから、主要施策の成果の 40 ページ並びに決算書の 70 ページの A
I 議事録の作成システム導入について質問をさせていただきます。

令和 2 年度の AI 議事録作成システム使用料として、今、74 万 8,000 円が計上されて
おりますが、これはどれぐらいの頻度で、どのような会議体に活用されたのかを教えて
ください。よろしく申し上げます。

○藤井情報推進課長

AI 議事録作成支援システムの利用状況について御質問をいただきました。

まず、システムの利用頻度でございますが、貸出しを始めた令和 2 年 10 月から 3 月
末までに 37 回の利用がございました。

次に、主な会議体としては、健康増進課が実施した光市健康づくり推進計画市民協議
会、これが 10 月と 12 月に 2 回、財政課が実施した光市財産価格審議会、これが 10 月

と1月に2回、それから、図書館が実施した令和2年度第2回図書館協議会、これが2月に、こういった会議で利用されております。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。37回の利用等、様々な協議会の中で活用されていることが理解できました。その上で、やはりこのシステムの利用者の調査結果というところが主要な成果の中に書いてありまして、全体の作業時間の6割程度削減できたというようなコメントもございますので、ぜひ積極的に活用をしていただけたらというふうに思います。

次の質問でございますが、主要施策の成果の30ページ、先ほども少し議論の対象になりましたが、移住就業・移住創業支援補助金について御質問をさせていただきます。

基本的な考え方は理解しておりまして、令和2年度の実績っていうものがゼロ件になった要因と、今後のフォローについて少しお聞かせをいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○佐々木企画調整課長

移住就業・移住創業支援補助金に関してでございます。

令和2年度に実績がなかった要因につきましては、まず、補助になるために一定の要件が必要となっております。例えば、就業の場合であれば、県が開設しております就業マッチングサイトに登録された企業に就業することが前提となるものでございます。このマッチングサイトには、現在、本市の関係の企業が8社登録をされており、うちサイトを通じた求人が2社4件となっております。この求人によって就業された方が対象、なおかつ東京23区から移住された方ということになります。

それから、創業の関係につきましては、県の実施要綱に基づいて、県が定める分野で地域の課題解決に資する社会的事業であるなど、一定の要件がこれについてもございます。このように、支援を受けるためには要件を満たす必要がありますことから、なかなか実績につながっていないというものが現状でございます。

今後の改善策でございますが、このたびコロナが拡大いたしまして、社会情勢の変化や地方移住への関心が高まっていることなどを踏まえまして、国において制度が拡充されまして、テレワーカーであったり、関係人口に関しても対象とすることが示されたことから、県や本市におきましても本年4月から制度を拡充いたしまして、首都圏からの移住促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。私も実際にこの移住就業とか、移住創業のところの内容の、いわゆる要件というのが非常にハードルが高いなと思っていたんですが、その中で、国の中の改定の中で、テレワーカーとか、そういうところが少し拡充になったということは大変いいと思います。ぜひ、ここの要件というところは、国と県の絡みもあるので、

なかなか広げることは難しいと思うんですけど、周知のほうをぜひしっかりとやっていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○森戸委員

何点か質問をし忘れてましたので、質問をしたいと思いますが、決算書の 45 ページ、利子及び配当金のところなんですけど、利子及び配当金で約 528 万円の収入があります。その中で、未来創造基金は 153 万円。これ元本は 14.3 億円で、財政調整基金は利子及び配当金が 106 万円で、元本が 23.5 億円。公共施設等整備基金は利子及び配当金が 158 万円、元本が 6.9 億円です。公共施設等の整備基金は元本が小さいにもかかわらず、利子及び配当金が多い理由は何でしょうか。

○讚井会計管理者

お尋ねの内容は、公共施設等整備基金の維持額について、ほかの基金の元本に比べて元本の金額が小さいにもかかわらず、金額が大きいのはなぜかということだと思います。それぞれ基金においては、定期預金への預け入れの金額や時期、期間は、基金の目的や用途によってそれぞれまちまちでございますが、この公共施設等整備基金については、令和元年 12 月に 1 億円の定期預金を預けることになった際、金融機関において金利が有利な商品があり、それを活用したものです。具体的に申しますと、1 億円の元本で 1 年間で 1 % の特別金利が付与されるという期間限定のキャンペーンが当時ありまして、タイミングよくこの商品を利用することができたものであります。この当時の定期預金の利率の相場が 0.002% から、高いもので 0.1% であったことから、他の基金の定期預金等の利子収入額と比べて、非常に効率的な利子収入となったものでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。非常にタイミングよく、幸運に恵まれたといいますか、金融機関の提案がすばらしかったんだろうなと思います。

こういった基金の運用に関しては、こういった基準で運用されているのか。要は、リスクの取り方とか、運用年数とか、その辺が分かればお示しをいただけたらと思います。

○讚井会計管理者

基金の運用につきましては、地方自治法の規定により、確実かつ効率的な保管を行うために定められた光市資金管理運用方針というものがございまして、これに基づき、基金設置の趣旨及び基金そのものの運用に支障のない範囲で、安全性を最優先に、市の財政運営のために効率的な運用を行っているところでございます。

運用の年数につきましては、定期預金は基本 1 年以内の預け入れとしているところでございます。

また、運用先の選定においては、保管上で安全性を最優先に、金融機関の経営の健全

性や収益性などの分析を踏まえて、利率の見積り、それから、預託する金融機関のシェア率などを勘案しまして、リスクを分散した形で総合的に候補者を選定し、基金の関係所管や財政課と協議をして、最終的に決定をしているというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

よく分かりました。他の自治体では積極的に運用するようなところもあろうかと思いますが、例えば、フィナンシャルプランナーを置いたりとか、いろんなケースがありますが、リスクを取る分、焦げついたりするケースもあろうかと思っておりますので、適正に運用をされているということがよく分かりました。

それと、総合計画の評価書の部分で、15 ページで公衆無線LANの設置個所数の言及があるんですが、これは、令和2年で9か所設置をしましたと。目標として6か所、令和3年で6か所以上というように、評価としては、進捗率が400%でAということなんですけれども、公共施設全体として見たら、建物といいますか、どのぐらいを目標としておられるのか、その辺が分かれば。令和3年が6か所以上だということは分かりませんが、どのぐらいを目標にされているのかが分かれば、お示しいただけますか。

○藤井情報推進課長

公衆無線LANの整備の目標についての御質問をいただきました。

第2次総合計画策定時点においては、地域づくり支援センターや室積コミュニティセンターなど5か所を設置しておりました。その後、平成30年度に本庁、それから教育委員会、総合福祉センターに設置をし、さらに、三島温泉健康交流施設においても指定管理者において整備がされ、合計9か所になっているところです。

目標につきましては、この評価書に記載しておりますように、令和3年度までに合計で6か所以上を設置するんだという目標で進めてまいりました。現在9か所ですので、目標のほうはクリアしておりますけれども、一方で、コロナ禍によって、これまで整備したオープンな場所での利用だけではなく、会議室など閉じた場所での利用など、利用形態の変化があるのは承知しております。これまでも一般質問でお答えしておりますが、施設を管理する関係所管とも協議を行い、今後の整備方針等の整理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしく願いをいたします。

それと、最後ですが、決算参考資料の17ページですかね。指定管理者制度についての言及があるんですが、要は、行革の関わり方についてお尋ねをしたいんですが、今回、利用者がコロナによって相当減少している施設というのがたくさんございます。こういったところに関して、行革としてはどういうふうな対応をされたのか。あわせて、補助金とか負担金についても同様に、事業が行われなかったところについては、それぞれの

所管課でお金を返してもらったりするケースがあるんですが、行政改革の部署としては、そういった部分に関してどういう関わり方をしてきたのか、その辺のところが分かればお示しをいただけたらと思います。

○岩崎行政経営室長

ただいま委員より指定管理者制度の運用に関して、利用者の減に伴う指定管理者への対応についてどのようにしたのかということと、補助金について、コロナにより事業等が中止された場合に、どのような対応をしてるのかといったこと、2点の質問をいただいたと思います。

まず、1点目の指定管理者への対応につきましては、まず、使用料制の施設については、施設の使用料は市の歳入となり、指定管理者の収入とはならないことから、指定管理者への影響はあまりないと考えております。

一方で、利用料金制の施設につきましては、施設の利用者から収受した利用料金を当該施設の管理運営経費に充てる仕組みとなっておりますことから、新型コロナウイルス感染拡大防止のために市が行いました休業指示に従っていただいた指定管理者に対して、休業協力金を給付する制度を整備いたしました。

2点目の補助金に関してでございますけれども、補助金の交付決定や事業報告を受けの際に、未実施の事業がある場合は、原則として繰り越すことなく、未実施部分については返還するように各所管に指示をしております。

以上でございます。

○森戸委員

行政経営室、先ほど行革と申しましたけれど、大変失礼をいたしました。行政経営室としての関わり方といいますか、司令塔としての関わり方がよく分かりましたので、了解をいたしました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

- ①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について（市民部所管分）

説明：高橋地域づくり推進課長、小田生活安全課長、橋本大和支所長、小野三島出張所長、杉本税務課長、中田市民課長、福原人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、市税についてお尋ねをいたします。

決算書 17 ページの表の欄の調定額の5段目の個人市民税滞納繰越分が1億1,639万円となっており、これは令和元年度の収入未済額が繰り越される額だと思いますが、決算書並びに基金運用審査意見書の19 ページの上の表の市民税等年度別収入状況のところの個人市民税欄の下から2段目の収入未済額、元年度分の金額が1億1,658万6,000円となっており、19万5,000円の差額が生じていますが、その理由は何でしょうか。

○藤本収納対策課長

滞納繰り越しした市税の中に確定申告等により過年度分の所得更正が発生し、繰り越した滞納額が減額更正され、調定額が下がり、滞納未済額との差異が生じたものであります。

○仲小路委員

分かりました。その調整をされるという金額が減るということによろしいです、分かりました。

それと、その件ですけれども、決算書の17 ページ、不納欠損額欄の1段目の2,622万3,000円、先ほど説明がありましたけれども、これについて決算書並びに基金運用状況審査意見書の19 ページの不納欠損処分状況がありますけれども、左側欄の5年の時効によるものについて、どのようにして不納欠損処分となるのか、その要因の内容も含めて教えていただきたいと思えます。

○藤本収納対策課長

5年によるものは、地方税法18条で地方団体の徴収金を目的とする地方団体は、法定納期限の翌日から5年間行使しないことによって、時効により消滅するという法律があります。この法律に基づいて処分したということで、ここの左側の5年時効によるものは、執行停止後3年の期間より5年間の消滅時効が早く迎えたものが入っております。

その中で無資産153件については、滞納処分する財産がない件数であります。次の下

の生活困窮 156 件 663 万円は、滞納処分をすることで生活を著しく窮迫させるおそれがあるという状況の方です。あと所在不明 9 件、これは滞納者の住所も財産も判明できなかった件数で 23 万円を落としております。

その他については、滞納整理をする上において、調査により財産がないなどの理由にある者については、随時滞納処分の執行停止を実施しておりますが、当該不納欠損の 230 万円については、調査を進める情報がなく、執行停止の確証が得れない中、差押財産なども見つからず、やむを得ず 5 年の時効を迎えてしまったケースで滞納整理を一生懸命やったけど、放棄になったという状況でございます。

小計で 5 年の時効によるものは 387 件で、1,407 万 4,468 円となります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。一応確認ですけども、5 年の時効というものがありますけども、これの中断というのは督促状の送付とかによっては、これは中断にはならない状況でしょうか。

○藤本収納対策課長

通常、督促状では時効を中断することはできません。時効を中断するには、いわゆる差押えの実行ということで、今やっているのは不動産、年金、給与、売掛金、交付要求などです。

また、もう一つ、滞納者と滞納金額の確認、承認した場合は、時効の中断ができます。以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。それともう 1 件確認ですが、今度右の欄の 3 年によるものということがありますけども、これについても、欠損不納処分についての要因等の内容も含めて教えていただければと思います。

○藤本収納対策課長

右側の執行停止後 3 年によるものということで、地方税法 15 条の 7 で、地方団体の長は、滞納者につき次の該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行停止ができると。できるちゅうのは、この法律ではしなければならないという意味合いです。

それで、一番初めに無資産、いわゆる滞納処分をする財産もないというのが 86 件で 348 万円という状況です。2 番目に、滞納処分をすることで生活を著しく窮迫させるおそれがある、これは生活困窮ということで 36 件 251 万円となっております。

あと 3 番目に、滞納者の住所、財産がともに不明、いわゆる所在不明ということで 14 件 134 万円を執行停止しております。

4 番目に即時消滅ということで、徴収することができないことが明らかになった場合、直ちに消滅するという法律に基づいてやっております。具体的には、滞納者が死亡し相

続人が全て相続放棄した場合、滞納者が死亡し相続人がいない場合、あと解散した法人もしくは廃業し再開のめどが立たない法人といった状況で、215 件 480 万円を滞納処分の執行停止をかけております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○河村委員

71 ページからですね、下段のほうでコミュニティプランの実現支援事業というのがあるんですが、コミュニティプランは市内のコミュニティセンターの全部のセンターがつからなければいけないものなんですか。

○高橋地域づくり推進課長

全てのコミュニティ協議会での策定ということを目指しているものでございます。以上でございます。

○河村委員

今までできていたところについては、何か県からの補助金があったとかという話がありますが、その辺りのところの説明をしてもらっていいですか。

○高橋地域づくり推進課長

これは策定に当たってということで、策定後ではなくて策定する以前の部分で、お金というよりはそこに入ってくる講師、ファシリテーターの費用、こういったものを県が負担するというものがございました。

以上でございます。

○河村委員

プラン作成に当たっては、アンケート調査が主な仕事だと思うわけですが、そういったアンケートをするのに用紙代とか印刷費とか、あるいは切手代とか、そういったものの支援というのはなかったんですか。

○高橋地域づくり推進課長

県のほうからごさいませんが、例えばアンケート用紙の印刷、こういったものに関しましては、地域づくり推進課の印刷製本費、この辺りを活用して行っておるところでございます。

以上です。

○河村委員

では、現実できていないところについては、これからどのようになるのでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

できていないところにつきましては、今後とも作っていただくようお願いをするというか、一緒に作っていこうというお話をさせていただくような形になると思いますし、それができたということであれば、地域づくり推進課で印刷製本費等確保しておりますので、こういったのを活用してアンケート調査なり、実際にできた計画の印刷製本、こういったものを行っていくようになるかと思います。

以上でございます。

○河村委員

できていないところが沿岸部の人口密集地帯にあるというふうに理解をしておりますが、何か原因等があったのでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

具体的に何が原因かということですが、一つは、中山間地域とか人口が少ないところのほうがやはり危機意識が高いというところがございまして、何とかしなければいけないという意識があって、割と早くプランができたという事情はあるかと思います。

以上でございます。

○河村委員

実際にコミュニティプランが出来上がりますと、実現をしていくために支援事業というの也被選されるわけですが、できていないといつまでたっても支援事業を受けることができないということにもつながりますので、どうすればコミュニティプランを制定できるのか、その辺りの支援をぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、その下の管理事業なんですけど、建物の修繕等について随時やっておられるとは思いますが、計画的な維持管理、それから備品等の購入についても計画的な購入というのが望まれるんですけど、どのようになっていますでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

現在のところは職員による点検、あるいは利用者からの申出等により、不具合等があるものにつきまして、予算の範囲内で随時の更新や修繕という対応となっております。

以上でございます。

○河村委員

なかなか金額が大きな修繕等についてはうまくいかなかったり、あるいはたくさんあるコミュニティセンターの中で、当然できたときの年度によって、そういった維持管理のお金に対するまちまちだと思うんですね。その辺りについても、しっかり状況を把握していただいて、順次、整備ができるようお願いをしたいと思います。

それから、73 ページの中ほど、牛島の遊歩道の草刈り委託というのがあるんですが、これはどこに委託をしておるんでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

これはシルバー人材センターに委託をしております。
以上でございます。

○河村委員

不用額も出ていたんで、適切な管理がされておるとは思いますが、見通しとしてはずっと続けるんでしょういね。

○高橋地域づくり推進課長

これにつきましては、旧牛島小・中学校から平茂海岸、裏の海岸までですが、この間が 1.25km の自然遊歩道の管理というところで、地域づくり推進課がやっている理由は、牛島探訪というのを室積まちぐるみ協議会が行っておるという関係もございます。これにつきましては、当面の間は維持していくような形になろうかと思えます。

以上です。

○河村委員

ぜひ、しっかり管理をしていただきたらと思います。

それから、77 ページ、交通安全協会の補助金があるんですが、管内というふうに言われたんで、周南市のほうから支援がどのくらいあるのか。それから、最近加入率が随分下がっているというふうに聞いておりますが、加入率についてはどういう状況か分かれれば教えてください。

○小田生活安全課長

光交通安全協会の補助金、光市については 195 万円、周南市については旧熊毛町分でございますが、69 万円でございます。

あと安全協会への加入率でございますが、委員おっしゃるとおり、減少傾向にあるとは聞いておりますが、加入率については把握しておりません。

以上です。

○河村委員

そうすると、この補助金の使途は何なんですか。人件費を補助されておるのか、活動費を補助されているのか、加入率というのは、要は交通安全協会そのものの自分で稼げるお金ということになるわけですが、不足分があるからということじゃないんですか。

○小田生活安全課長

この 195 万円の補助金については、いつの時点かは把握しておりませんが、当分の間

補助額のほうは変わっておりません。

この 195 万円の根拠としましては、光交通安全協会では本来市で実施すべき交通安全運動や啓発活動の多くを実施していただいております、その活動に係る専門職員の人件費等の一部を補助しているものと考えております。

以上です。

○河村委員

分かりました。従前ちゅうのは昔の話ではなかったとは思っておったんですが、最近警察の何か家賃まで要するというような話もありましたので、恐らく大変なんだと思いますが、加入率の促進をすとか、何か同じような形で加入を促進することが、運動の継続にもつながる、意識の啓発にもつながるという意味合いにして、対応していただくようお願いをしておきます。

それから、その下の街路照明の推進協議会ですが、これの要は協議会のほうの収入というのはどんな状況で、今歳出はどういう状況でしょうか。

○小田生活安全課長

すみません、今、決算書を持っていないので詳しくは申し上げられませんが、歳入のうちスポンサー料としては、令和 2 年度実績で約 530 万円、歳出の電灯代は約 700 万円、あと補修費が約 37 万円となっております。

○河村委員

街路照明をなくしていくような話が進んでおりますので、しっかり費用対効果を考えていただけたらと思います。

それから、103 ページの人権推進費ですが、104 ページの上段、貸付金の償還金返納事業のところで、主要施策の成果の 77 ページに中段に載っておるんですが、滞納者の実態把握に努めるというふうに載っておりますが、この収入未済の金額については滞納者の実態が把握できないというケースがあるように書いてあるんですが、どの程度なんですか。

○福原人権推進課長

主要施策のほうに滞納者の実態把握に努めるというふうに記載しておりますが、どう行っているかというお尋ねだと思いますが、滞納者の実態把握につきましては、まずは滞納者の折衝から始めております。

具体的には、あさえふれあいセンター及び三輪福祉会館と連携して、臨戸訪問などを実施することにより、滞納者の現在の生活状況等の把握に努めております。

このほか文書による督促を行い、相手方の反応などにより実態把握を行ってリストをつくるわけですが、この結果、滞納繰越額というのが主要施策のほうにございますが、貸付金につきましては、住宅新築資金等と同和福祉援護資金の 2 つがあって、滞納額合わせて 5 億 2,103 万 7,000 円となっております。人数は 223 名となっております。

こういった中で、実態把握がうまくいっていないという、そういう意見があろうかという話だったんですが、おおむね台帳を整理する中で、本人が死亡されているケースが94名、行方不明や相続放棄者等が76名、また生活保護受給者等が15名、残りの38名については、現在、返済を続けられておられると、一定の把握はしているところでございます。

以上です。

○河村委員

今の話でいけば、滞納者の実態については大方もう整理はできていると、そうでなかったら臨戸訪問をしたりということは難しいわけですので、この書き方の整理をぜひしていただけたらと思います。

それから、その上段の人権団体の活動費の補助金ということなんですが、令和2年度は活動に当たってコロナの中で補助金の返還をされているところが結構たくさんありますが、それには該当しなかったですか。

○福原人権推進課長

人権団体活動費につきましては、29万6,900円としております。この予算が2団体合わせて230万7,000円でしたので、補助金の返還を差額の201万円ほどしております。

以上です。

○河村委員

129ページの下段、飲料水供給施設のところで、予算のときにもちょっとお話をさせていただいたんですが、長寿命化工事をやる際に当たって、水道局にお任せなんだと、こういうお話だったと思います。

予算を組む以上はある程度所管でも理解を進めていなければいけないんじゃないかと、こういう話をさせていただいて、特に飲料水の浄化といいますか、塩分除去については、うちでいえばし尿なんかの膜と同じような膜を使っているんで、互換性もあるんじゃないかという話をしたんですが、その辺りちょっと調べてみちやったですか。

○小田生活安全課長

委員御指摘の膜処理の方法ですが、前回の委員会後、水道局のほうに確認させていただきました。その結果ですが、月に1回水道局職員が専用洗浄剤で洗浄を行うことで、安全、安心な水の供給やコスト削減に努めているとのことでございました。

○河村委員

御自身で現場に行つてということではなかったということですね。

○小田生活安全課長

現場で確認はしておりません。

○河村委員

ぜひ島民がだんだんもう今少なくなっている状況の中ですから、そういった意味では市のほうも現地に行かれて、話を聞くような場面も出るかも分かりませんから、現場の確認をぜひお願いできたらと思います。

それから、165 ページ、中ほどに先ほど駐輪場のところの整備があったかと思うんですが、この駐輪場というのは光と島田と、それから岩田と3つあるんでしょうか。

それから、この指導整理の委託料というのが出ているんですが、どういった形で駐輪場の整理をされているのか、ちょっとお願いをいたします。

○小田生活安全課長

ただいまの質問でございますが、駐輪場は委員仰せのとおり、光駅、島田駅、岩田駅にございます。指導整理についてでございますが、光駅南口及び島田駅については、シルバー人材センターへの委託により早朝の交通整理をしております。

以上です。

○河村委員

光駅の南口と島田駅についてはシルバーがやられていると、岩田駅についてはどういう状況なんです。

○小田生活安全課長

岩田駅については実施しておりません。理由としましては、駐輪場のスペースに対してかなり利用件数が少ないことから、実施していない状況でございます。

○河村委員

今回、都市計画街路事業費のところの説明はしていただいたんで、ここあることが分かったんですが、ふだん説明でもしてもらわんと、市民部の予算でここへ入っちゃうなんて思いもせんのでですね、この土地借上料ちゅうのはどの部分ですか。

○小田生活安全課長

土地借上料につきましては、J R から借り上げているものでございます。

○河村委員

光駅の。

○小田生活安全課長

失礼しました。J R 光駅南口の東側の一部及びJ R 島田駅の土地に対する借り上げでございます。

○河村委員

J Rの土地を借らんにゃいけんのかいね。うちのも十分な用地があるような気がしますし、鉄道利用者のための駐輪場整備ということにもなるんで、J Rそのものがそういったところを提供してもおかしくない状況だと思われませんが、そういったところは何か今まで交渉とかされたことがあるんでしょうか。

○小田生活安全課長

J Rからの借り上げの理由としましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条に、自転車等の駐車需要が著しい地域について、市町村は自転車等駐車場の設置に努めるものとされておりますことから、利用者が多い各鉄道駅前において駐輪場を整備しております。

場所については、市の土地よりも、J Rの土地のほうが駅に近いということから、こういった形を取っております。

○河村委員

それは分かるんですが、要はJ Rを利用するために自転車を止めるわけですね、要は、J Rそのものが自分の鉄道賃収入を得るために必要なものだというふうな理解もあるんだと思うんですよ。その辺りのところはJ Rとどこかで話をしたりするようなことはないんですか。

○小田生活安全課長

近隣市、周南市と下松市でございまして、その状況を確認しておりますが、本市と同様に市がJ Rから借り入れることで、駐輪場を確保している状況でございまして。これは、先ほど申し上げた自転車法に関することで、特に駅前等に放置自転車が多いことから、その防止対策として市が整備しているという考えでございまして。

○河村委員

言われることは理解できるんですが、そこにじゃあ、J Rが自分でお金を負担する責任がないのかという問題はどうも整理がついていないような気がするんです。要は、学生が自転車で通学をしたりするときに、あそこへまとめているケースが多い。煩雑になっているという状態も含めて、行政のほうである意味で支援をしてあげているというふうにも思いますから、鉄道事業者とは年に1回ぐらいは話をすることが必要だと思いますよ。ぜひそういった対応をしていただくことをお願いして、終わります。

○森戸委員

今の島田駅の駐輪場の借り上げについてなんですけど、165 ページの駐輪場事業ですけど、島田駅は何ぼぐらいでしたかね、駐輪場の借上料は。

○小田生活安全課長

島田駅の借上料は 28 万 1,000 円でございます。

○森戸委員

今、駐輪場について議論があったわけなんですけど、当然、整備の部分についても J R 側がというような話もあろうかとは思いますが、要は私が言いたいのは、ここだけ駐輪場の屋根の部分がずっとないといいますか、岩田駅はこの前できたということで、最低限そういう部分については、土地自体は J R のものでありますから、借り上げているこちら側としても、そういうことは今まで要望されたことはないんですか、屋根を設置してほしいとか、そういう件に関しては。

○小田生活安全課長

駐輪場事業のうち維持管理は生活安全課で対応しておりますが、整備等については都市政策課の対応となっておりますので、お答えはできません。

以上です。

○森戸委員

岩田駅のあそこの駐輪場はここじゃなかったかね。——分かりました。失礼しました。それと、安全対策、主要施策の成果の 41 ページで、区画線等は年間 372 万 7,000 円、4.15km を白線を引いたりとかという形で引いたりされるんですが、これについては実際引くという、事業の実施は年何回ぐらいを目安にやられているんですか。

○小田生活安全課長

区画線については、計画的にまとめた形で入札をしており、令和 2 年度実績では年 1 回です。

また、道路標示とか、そういった細々としたものについては、適宜対応させていただいております。

○森戸委員

こういった区画線は大体何か所ぐらいやられたんですか。要は、引くこと自体とあとの実施ですかね、と要望の乖離といいますか、そういうものがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺は十分処理できているんでしょうかね。

○小田生活安全課長

令和 2 年度の区画線の箇所数で言えば 3 か所になります。（「3 か所」と呼ぶ者あり）失礼しました、光井、室積の 2 か所です。あと路面標示が 1 か所、中村町がございました。

要望状況については、おおむね対応できているものと考えております。

以上です。

○森戸委員

何といいますか、2か所なんですかね、箇所数が——何て言ったらいいんでしょうね、路側帯みたいな部分とか、あとは一旦停止ではありませんけれども、市が引く白線のよ
うなものとか、それがこの中に含まれているのではないですかね。

○小田生活安全課長

指導線等の細々としたものは工事費ではなく修繕料で行っております。

○森戸委員

それは道路河川ですか。

○小田生活安全課長

いえ、決算書の77ページの上のほうですが、交通安全対策事業の中の修繕料346万
4,000円、こちらのほうで行っております。

○森戸委員

じゃあ、そちらも、これは年何回ぐらいの実施ですか。施工自体は。

○小田生活安全課長

正確な件数は把握しておりませんが、時期を見て、急ぐものであれば早めにやってお
りますし、ある程度まとめて済むようなものであれば、まとめて実施しております。

○森戸委員

分かりました。私は年何回かに分けて、そこをまとめて効率的に実施するものなのかな
というふうに考えていたんですが、必要であれば実際にそれを待たずに着手されている
んですね、その確認がしたかっただけ。

○小田生活安全課長

工事請負費については、委員仰せのとおりまとめた形で実施のほうをさせていただき
ますが、修繕料については、必要に応じて対応できるところから実施しております。

○森戸委員

分かりました。それと、総合計画の評価書についてお尋ねをいたします。

27ページなんですけど、自治会の加入率について、令和2年の実績が77.8%というこ
とで、令和3年の目標が90%というふうに高く掲げられているんですが、実際にはこの
加入率自体は年々下がってきているんじゃないかなと思いますけど、この90%というのは
非常に高い目標設定なんかなと思いますけど、実際にここに加入率を上げていくために所
管としてはどういう活動をされるのか、それとかが分かればお示しをいただけたらと思
います。

○高橋地域づくり推進課長

委員から御案内がありました、令和3年に90%という目標でございますが、これは第2次光市総合計画の策定時であります平成29年から5年間という目標でございます。

今、お話がございましたとおり、残念ながら令和2年の加入率が77.8%ということになっておりますので、目標達成に至っていないというのが現状でございますが、市といたしましては、加入率の向上に向けた取組として光市連合自治会と光市との連名による自治会加入促進のチラシ、こちらを作成し、転入者に対して光市の行政手続ガイドと併せて配布するといったことを行っております。

また、市のホームページに自治会、町内会の趣旨とか目的、それから支援制度を紹介するページを掲載するとともに、令和2年におきましては、自治会活動の充実、それから地域での課題解決の参考にさせていただくことを目的とした自治会ハンドブック、こういったものを光市連合自治会と協働して作成いたしまして、全ての自治会に対して配布すると、こういったことを行っております。

以上でございます。

○森戸委員

実際にそこまでやられても、なかなか進んでいないというのが実情と理解してええですかね。実際に自治会の中の活動をしたということで、もう高齢化で、加入はしてはいますけれども、「お役はこらえて」というのがもうかなり出てきている状況ですので、負担が若い人たち、若い世代に行くと、それが非常に重荷になっていっている、こういう流れが相当あるんですけれども、そういうような認識も含めてどのように認識されていますかね。

実際に今打っている手だけで本当に進んでいくのかどうか、そのところがもう一度お願いできたらと思います。

○高橋地域づくり推進課長

今、お話があったように、当然負担増とか、いろいろと役をする中、大変だといったこともございます。そういったことも把握しております。

じゃあ、実際どうしていくのかということですが、市としては現在、先ほど申し上げましたような手を打っておるところでございますが、他市町においても様々な取組をされているところがございます。

例えばアンケート調査をして、今おっしゃったような問題を把握して、どうしていかうかというのを改めて考えるといった取組をしているところもございます。こういった取組の手法、それから、それによってどういう成果が上がったか、こういったことも参考にしつつ、新たな取組についてというのは考えていかなければいけない。当然、第3次総合計画を策定するというのもありますんで、その辺りも考えていきたいというふうに思っております。

○森戸委員

分かりました。実際非常に大変な問題だとは思いますが、ごみ出しとかいろんな部署があると思いますので、そういうところとも連携をしながら、負担を緩和をしたりとか工夫をしながら、話し合いをしながら、また進めていただけたらと思います。

それと、主要施策の 75 ページ、人権推進、76 ページか、76 辺りぐらいなんですけれども、人権推進について少しお尋ねをしようと思いますが、ここに書いてあるかどうかちょっと分かりませんが、2016 年の末に部落差別の解消推進法というものが制定をされて、国とか自治体に相談体制を充実させて、教育・啓発するよう求めております。

こういった部分に関する相談とか、また啓発、そういうものはこれまでも、ふれあいセンターとかそういう部分でされてきているのかなと思いますが、その辺のそこはいかがでしょうかね、実際に相談があったりとかというものも含めて、状況が分かればお示しをいただけたらと思います。

○福原人権推進課長

部落差別を含め、人権相談を人権推進課及びふれあいセンター、また特設人権相談所、これ人権擁護委員さんがやられていらっしゃるんですが、そういったところで受け付けておりますが、部落差別に関する相談につきましては、昨年度はありませんし、法の制定後ないというふうに聞いております。

あと啓発についての御質問をいただきましたけど、まず、部落差別解消推進法につきましては、平成 29 年 3 月作成の光市人権施策推進指針、こちらのほうに掲載しまして、同和問題を人権課題の一つとして捉えた取組として行うこととしておりますし、市のホームページによる周知も行っております。

また、11 月 11 日から 17 日までの 1 週間が、山口県同和問題啓発週間となっておりますので、この週間に合わせまして公用車への同和問題啓発週間パネル、こういった設置や窓口への法務省作成チラシの設置を行っております。

このほか教育委員会、こちらのほうに人権教育というのがございまして、こちらとも連携しまして、昨年ですが、12 月 13 日開催した人権を考えるつどい、こちらのほうで DVD 上映や法律等のパネル展示を行いました。

以上です。

○森戸委員

少し気になったというのが、動画自体が上がっているといいますが、そういうところ、歩く動画自体が上がっていますので、実際にそういうケース、本当、野放し状態でいいのかなというふうに思ったので、現在としてはどういうふうな状況にあるのかなということでお尋ねをいたしました。

ぜひ、そういう部分も含めて注視をしていただけたらと思いますので、必要であれば削除を求めるとか、いろんな方法があろうかと思いますが、よろしく願いできたらと思います。

これも予算にあるわけではないんですが、令和 2 年においてからコロナが蔓延してき

たということで、新型コロナのワクチンの未接種者に対する、要は差別の状況と申しますか、職場で強要されたとか、そういった部分に関して光市としては、人権のほうとしてはつかんでおられますでしょうか。

また、そういったことに対して啓発は行われたのか、もしくは福祉に対して、福祉部門に対してアドバイスを行われたかどうか、その辺のところに分かればお示しをいただけたらと思います。

○福原人権推進課長

まず、最初のワクチンの接種に関しましては、本年度から始まったこともありまして、コロナウイルスワクチン未接種者に対する差別の状況につきましては把握しておりませんが、令和2年度におきましては、人権相談ということであれば、市への新型コロナウイルス感染症に対する差別や人権侵害などについての相談はございませんでした。

次に、啓発に関する御質問ですが、光市ホームページのほうに新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮についての掲載を行うとともに、法務省がパンフレットを作成しておりまして、「コロナをおそれて、過剰な反応になっていませんか？」というようなタイトルのパンフレットがございまして、こういったものを窓口を設置して啓発に努めております。

次に3点目、福祉に対して、福祉保健部に対してアドバイス等という話がありましたが、連携というニュアンスになろうかと思いますが、福祉保健部とは連携を密にしておりまして、まずは相談をよく聞いてくださいということと、人権侵害につながるおそれのあるようなケースにつきましては人権推進課への連絡をお願いしております。

特に福祉保健部所管の市長メッセージを、市長のほうからメッセージを何回か出されておりますが、その中で差別や非難、人権の防止の呼びかけを随時行っていただいております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。すみません、年度を少し間違えて、またいで間違えてしまいましたが、御回答ありがとうございます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

②追加認定第6号 令和2年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果についての 264 ページですけれども、調定額欄のところの下から 5 段目が、令和 2 年度の滞納分繰越しの合計額が 2 億 9,061 万 6,000 円となっておりますけれども、これは前年度の未納額が繰り越されていると思うんですけれども、その金額が同じページの一番右から 2 番目の未納額欄の下から 13 段目ですかね、令和元年度の合計の未納額が 2 億 9,286 万円となっております、これが本来未納額が繰り越されると思うんですけれども、ここで差額が 224 万 4,000 円出ておりまして、これについての内容を説明していただけますでしょうか。

○藤本収納対策課長

調定額が減っておるとい状況なんですが、これは滞納繰り越しした額の中にもともと社会保険に加入しておったり、健康保険組合に加入しておって、いわゆる国保の喪失届を出さぬまま、税がかかり放しになっておったという例で、自分は滞納していないと思って納付していない方が多いんですが、資格喪失届を出した後で滞納を繰り越した分が減額になったと、未済額から調定額がその分だけ遡って減ったという状況でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。本人は払わなくていいと思っていたものが残っていたのをここで精算したと、そういう理解をいたしました。

その次、不納欠損処分ということがありますけれども、これは内容につきましては先ほどの市税と同じ対応でよろしいのでしょうか。

○藤本収納対策課長

考え方は市税の滞納処分のケースと一緒にございます。

○仲小路委員

全く同じですね、分かりました。

この場合、差押えとかいう、そういう事例がありましたらちょっと教えていただきたいと思ひます。

○藤本収納対策課長

これは市税と国保税を一緒に行いますので、まとめて答えさせていただきます。

差押えの件数としては、不動産が 3 件、預金が 50 件、給与が 11 件、年金 3 件、売掛金 2 件、賃料 1 件、役員報酬 1 件、動産 2 件とあとは裁判所に交付要求をしたもので、

破産手続きをするからもし滞納があれば請求してくださいよという交付要求が 12 件で、昨年度中は合計 85 件の差押えを実施しています。

税金に充当した額としては、市民税が 819 万円、固定資産税が 1,085 万円、軽自動車税が 41 万円、法人市民税が 2 万円、あと国民健康保険税が 75 万円、合計 2,023 万円を差押えの結果を税金に充当しています。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。差押えの効果はあったということで理解いたしました。

以上です。

○小林委員

それでは、まず、決算書の 219 ページの特定健康診査受診率向上事業委託料について質問をさせていただきます。

令和 2 年度の特定健康診査受診率向上事業委託料というものが 557 万 9,200 円計上されておりますが、先ほど少し具体的な実績についても、内容についてもお話ししていただきましたが、詳細な具体的な内容について確認をまずさせてください。

○中田市民課長

それでは、御質問にお答えいたします。

特定健康診査受診率向上委託料でございますが、内容としましては、A I、いわゆる人工知能を活用して特定健康診査未受診者に対しまして、年 3 回圧着はがきで受診勧奨を実施したものでございます。

具体的に申し上げますと、年齢や性別、過去の特定健診受診歴等を A I で分析し、ターゲットの選定を行うとともに、どのようなメッセージで勧奨したら未受診者に行動変容を起こすことができるかを分析し、特性に合わせて幾つかのパターンのメッセージで受診勧奨を行うというものでございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常によい取組だと思います。やはり特定の受診率を向上させるためには、個人のバックグラウンドをしっかりと把握した上で、しかもそれを A I というそういうところを使ってやっていくというのを引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次の質問でございます。主要施策の 271 ページの特定健康診査・特定保健指導の実施状況について御質問をさせていただきます。

令和 2 年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施率というものが、令和元年度と比較して低下をしているということで、この要因についてお聞かせをください。

○中田市民課長

続いての質問でございます。令和2年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施率についてでございますが、まず、主要施策の成果の数値につきましては、説明で申し上げましたとおり、7月末時点の速報値でございます。現在は確定値が出ておりますので、お伝えしたいと思いますが、特定健康診査が31.6%で対前年度比で3.3%低下、特定保健指導が15.2%で対前年度比で3.9%の低下となっております。

いずれにしても低下ということでございますが、その要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査については受診控え、特定保健指導につきましては事業の特性上訪問による利用勧奨を行うんですが、訪問による利用勧奨等がなかなか困難であったためでございます。

以上でございます。

○小林委員

内容がよく理解できました。非常にコロナの影響があつて、それぞれの実施率低下につながつたということもございまして、その状況についてはよく理解ができました。

その上で、今後、こういう保健指導ということについても、例えば今よく言われているようなオンラインを活用するような、こういうこともぜひ今後御検討いただけたらというふうに思います。

私からは以上でございます。

○河村委員

もう県のほうへ国保事業そのものに関して、もう随分年数がたっているんですが、うちの場合は国保税ということで、市によっては国保料であつたりするところもあるんですけど、何が違うんかと、昔聞いたときは、いや、国保料は弾力的な運営ができて、今納入回数とかいろんなものがというのがあつたんですが、今現実的には全部県が預かっている中で、どういう方向性とか、今現状どんなのか、ちょっと教えてください。

○中田市民課長

本市の国保に関する料金として、税なのか、料なのかというところでのお話だと思います。

本市は税を採用しているところなんですが、県のほうで財政面が統一されたということで、今後の方向性ということではあるんですが、県内を見ますと、保険税を採用しているのが、本市を含めて4市5町あります。保険料を採用しているのが9市1町ということで、半々ぐらいに分かれているという状況ですが、今後、保険料や保険税の額についても、順次統一の方向に向かつていくと思われるんですが、そうした中で、まだ県のほうからは税に統一するとか料に統一するとか、そういったお話は、確認しておりますが、まだそこまで考えていないというような回答でございました。

以上でございます。

○河村委員

人口の少ないところが税であって、多いところに料というケースが多いんですけども、同じ市に住んでおればそんなに差があるわけではないので、そんなに惑うことはないかとは思いますが、統一されたほうが分かりやすい感じはします。その辺りを対応していただいたらと思います。

それから、先ほど保健事業のところ特定健康診査の受診率向上の話が 219 ページの上段なんですけど、ターゲットを絞ると、受診率の向上につなげたいと、何が問題なのかというのが、今、人工知能でターゲットを絞ったら問題点を洗い出しをして、そこに集中するというふうに捉えられるんですけど、実質的には何をしようか。

○中田市民課長

実質的にということですが、先ほど説明したところで、過去の特定健診の受診歴、そういったものを分析するわけですが、その中で、例えば傾向的にこの方は頑張り屋さんですよというような分類、この人はこういうタイプですよ、この人はこういうタイプですよと、そういうのをある程度分類しまして、受診したほうがいいなと思えるような勧奨ハガキを数種類用意してそれを対象者の方に送ると。少しでも特定健診を受けてみようと思ってもらうような取組ということですが。

○河村委員

対象者は 8,000 人ちょっとなんですけどね、現実的には 2,500 人ぐらいの受診なんですけども、500 万円以上それで抱えられるちゅうんなら、もっと使い方があるんじゃないかと思われるんですけどね。AI を使うのは時代じゃからそれが悪いとは言いませんが、もっと直接的な訴えるような、要は受診をさせるための方策というのはありそう、私も国保でね、受けていないんでね、何で受けんかというたら、手続が面倒なんよ。

通知を持ってそのまま医者に行ったら、もうそれで終わりじゃないわけいね。その二度手間、三度手間がちょっと引かかって、どうしてもやるからには一遍で終わらせたという気持ちのほうが先に作用するんで、もうちょっと相手を分析をされたほうがもっと受診率が上がって、効果が上がると思われまので、そういったところもちょっと 1 回、考えてはもらえるとは思いますが、御検討をいただいたらと思います。

それから、この中でも保健指導事業とかいろいろ予防事業をやられていると思うんですけど、どういった程度の予防事業をやられて、どのぐらいの方が、要は国保をお持ちの方がどのくらいそれに参加をしておられるか、それをちょっとお示しいただけますか。

○中田市民課長

特定保健指導ということによろしければ、主要施策の成果 271 ページになります。こちらの中段の表に特定健康診査と特定保健指導の実施状況について掲載しておりまして、特定保健指導につきましては、令和 2 年度で申し上げますと 257 名の対象者に対し、終了された方が 29 名という、これは 7 月時点の数値で暫定値でございますが、そういった状況でございます。

○河村委員

これは糖尿病のということの保健指導になるわけですが、ほかにもそういった保健指導というのはやられているんじゃないんですか。

○中田市民課長

特定保健指導に関しては、糖尿病に限ったものではございませんで、様々な病気のリスクがある方、そういった方を抽出して、その中で受けたいという方がマッチすれば保健指導を行うというものでございます。

○河村委員

要は対象者の数でこの保健指導そのものを、ここの 217 ページの下段でいけば、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料ということで書いてあるんじゃないんですか。ここはですから、糖尿病だけではなくて、ほかにもそういった健康の増進のための施策というのはいないんですか。

○中田市民課長

失礼しました。先ほどの御質問は糖尿病性腎症重症化予防事業のことを言われていたということであれば、この糖尿病性腎症重症化予防事業委託料というのは、糖尿病を起因として腎機能障害になっておられる方は重症化すると透析に移行する可能性が高くなります。透析となると、御本人さんの身体的な負担もさることながら、1年間で医療費が500万円程度かかると、これを被保険者と保険者とで持つわけなんですけど、そういったところもございまして、重症化する前の段階で医者と連携を図りながら、保険者として保健指導も行い、そういった透析に移行しないように努めるというものが、この糖尿病性腎症重症化予防事業でございまして、先ほどの特定健診に続く保健指導というのは、そういった特定の病気に特化したものではなくて、体の状態をまず見て、その中で、もしかしたら今後病気になるんじゃないか、そういった方、リスクのある方を抽出して保健指導を行うというものでございます。

以上でございます。

○河村委員

それは、じゃあ、通常健康診断か何かで引っかかった人を再検査とか、あるいは保健指導をしようということなんですか。

○中田市民課長

特定健康診査と特定保健指導の事業というのはそういうものでございます。会社でいえば、私たちが年に1回健診を受けるわけなんですけど、それが国保でいうところの特定健診、その中で病気になるリスクが感じられる方に対しては、保健指導をしてそこまですらないようにしようという事業です。

以上でございます。

○河村委員

それ以外に健康増進の取組というのはいないんですか。

○中田市民課長

それ以外で申し上げますと、特定健康診査の対象にならない方で、希望者に対して同等の検査を行うというものがヘルスチェック事業というものが同じ 217 ページの先ほどの糖尿病性腎症重症化予防事業委託料の上の段に記載されているんですが、そういったものがございます。

保険者以外の一般的な市民に対する健康増進ということになりますと、健康増進課の対応になると考えております。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第8号 令和2年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、決算書の 249 ページの一番上、ここに不納欠損額がのっておりますけれども、金額はそんなに多くはないんですが、これについての取扱いは市税とか国民健康保険税は地方税法にのっとりましますけれども、後期高齢者医療保険料については、どういうことに基づいて行われていますでしょうか。

○中田市民課長

それでは、お答えいたします。

後期高齢者医療保険料に係る不納欠損処分についての根拠法令でございますが、こちらは地方自治法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行っております。

○仲小路委員

分かりました。それともう1件ですが、決算書並びに基金運用状況調査報告書の 65 ページに、下の段に不納欠損処分状況がありますけれども、これについてもどのような形で、入院も含めて不納欠損処分をされたかをお示しくください。

○中田市民課長

続いての質問でございます。

後期高齢者医療保険料の不納欠損処分状況につきましては、先ほどおっしゃられた 65 ページに記載されているところですが、まず、手続につきましては、決定通知書に記載されている各納期限までにお支払いがない場合、納期限の翌月 20 日に督促状を送付します。

その後、時効の中断等がなければ 2 年で時効が成立するため、その後不納欠損処分を行うということになります。

続いて、この表に載っている要因についてでございますが、令和 2 年度の後期高齢者医療保険料の不納欠損処分は、6 名 27 期分で、総額が先ほど申し上げましたとおり 2 万 596 円となっております。

内訳としまして、まず、生活困窮を理由としている被保険者が 1 名 6 期分 5,244 円で、これは生活保護受給開始によるものでございます。

次に、死亡によるもの、こちらが 3 名 3 期分 4,564 円、こちらにつきましては、死亡に伴いまして精算された保険料、これについて相続人がいない、あるいは所在不明、こういった場合ということになります。

最後にその他としまして、2 名 18 期分 1 万 788 円、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合、督促状以外にも文書の送付やそれに反応がない場合は、実際に御自宅を訪問したりする場合がございますが、そうした場合に説明等についてなかなか御高齢によりそういった制度や保険料についてなかなか理解が得られない、そういった場合や訪問してもなかなかお会いできないというようなケースがございますので、そういった場合ということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、まず1点目、主要施策の成果の46ページの防災情報電話通知サービス事業について御質問させていただきます。

伝達手段の多重化策として、令和2年6月から防災情報電話通知サービス事業が開始をされて、令和2年度の末の登録件数が196件とありましたが、こちらの固定電話、ファクスの内訳についてまず教えてください。よろしく願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

まず、防災情報電話通知サービスにつきましては、防災行政無線の聞こえに対する課題への対応と、それから情報伝達手段の多重化策ということで、令和2年6月から導入をしているものでございます。

お尋ねの令和2年度末の登録件数196件に対しての電話、ファクスの件数の内訳でございますけれども、電話については175件、ファクスについては21件の登録でございます。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。内訳のほうについてありがとうございました。

では、先ほど令和2年度末の登録件数というところは196件ということでしたが、こちらは当初の、この事業を開始したときの見込みの件数としてはどのような考えがあったんでしょうか、よろしく願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

まず、当初見込みということで、国の平成30年通信利用動向調査というのがありまして、これの山口県のところが93.9%ということで、携帯、スマホを所有している世帯の率がそういった率というのがございますので、これを本市に当てはめて類推をした上で、既に導入をしております県内他市の登録状況、これを勘案して、当初は150件ということで目標を設定しておりました。

本サービスに関しましては、広報紙、それからホームページ、こういったもののほか、自主防災組織を通じた周知、それから、所管課と連携をいたしまして緊急通報装置の設置世帯、こういったところへの案内チラシの配布を行っております。

こうした結果といたしまして、年度末には当初の想定を上回る 196 件の登録をいただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございました。当初の見込みで 150 件程度を想定をされていたところ、196 件ということで、やはり市民の関心度は非常に高いということがよく分かりました。

加えて、いわゆる広報紙あるいは自主防災組織、あるいは案内チラシ等を活用してしっかり周知ということが行われていることもよく理解をしました。

もう一つだけ、決算書の 79 ページの電話通知サービス使用料というところが 29 万 1,500 円計上されていますが、どのようなケースでどれぐらいの活用があったのかということについて、お聞かせをください。

○小熊防災危機管理課長

令和 2 年度の活用状況というお尋ねでございます。

電話通知サービスのほうの配信情報といたしましては、避難情報の発令、それから避難所の開設といった災害時に防災行政無線を通じて市が発信する情報ということになります。

国が J—A L E R T から発信いたします緊急地震速報とか国民保護といったような状況は、対象外ということになっております。

そこで、令和 2 年度に関しましては、令和 2 年 7 月豪雨、このときに自主避難所の開設、それから警戒レベル 3 を発令しておりますけれども、これに際して 3 回、それからその後の 7 月 14 日の大雨、このときに自主避難所の開設で 1 回、その後台風 10 号の接近に伴いましての注意喚起、それから自主避難所の開設の 2 回ということで、合計 6 回の配信を行ったところでございます。

以上でございます。

○小林委員

すみません、ありがとうございました。詳細な説明ありがとうございました。よく理解ができました。どういうケースでどれぐらいの頻度あったのかというところ、よく理解ができました。

それとすみません、もう 1 点ありまして、主要施策の成果の 19 ページのところ、職員の給与と実践について少し御質問をさせていただきたいというふうに思います。

令和 2 年度における年休取得平均日数及び時間外の勤務状況、これが令和元年度と比較をしてどのように推移したのかというところをまずお聞かせください。あわせて、近隣市町との比較状況についても確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○加川総務課長

年休取得の平均日数と時間外勤務における令和 2 年度と元年度の比較についてでござ

いますけれども、まず、年休取得平均日数でございますが、令和2年度は主要施策の成果でお示しのとおり12.2日、令和元年度は11.5日でございますので、職員1人当たり年間0.7日の増加となっております。

また、時間外勤務につきましては、令和2年度はお示しのとおり年間113時間、令和元年度は136時間でありましたので、職員が減る中ではありますが、1人当たり年間23時間の減少となっております。

次に、近隣との比較でございますが、近隣の速報値として各市から聞き取った情報で、数値で申し上げますと、まず、年休取得につきましては、周南市が11.5日、下松市が13.8日、防府市が9.1日、柳井市が10.2日でございます。時間外勤務につきましては、周南市が97時間、下松市が100時間、防府市が142時間、柳井市が98時間と伺っております。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございました。元年度の比較として非常に時間外の推移のところと年休取得についても、非常に改善が見られたということで大変すばらしいと思います。これも主要施策の中で書いてあった、やはり時間外労働とか年休取得の推奨というところがしっかりと効いているのではないかというふうに思います。引き続き、このような点についてよろしく願いいたします。

先ほど説明の中でありました、人数が減っている中でこういう時間外のところが少し少なくなっているというところは、職員の生産性向上も非常にあったのかなというところがございますので、そこについても重ねて要望をしておきます。

私からは以上でございます。

○森戸委員

今の働き方といいますか、職員の働き方について関連でちょっと質問をしてみたいと思います。

この主要施策とか、そういう部分には出ていないんですが、障害者の雇用に関して法定の数がありますので、その辺をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。障害者の雇用に関しては、障害者活躍推進計画を令和2年の4月に策定をいたしました。計画期間は令和2年から5年度末までの3年ということで、目標を令和4年6月1日時点で2.6%以上としております。

既に策定時点で、令和元年の6月1日で2.99%を超えているんですが、令和2年度では幾らだったでしょうか。この法定の部分、達しているかどうか。

○加川総務課長

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく光市障害者活躍推進計画、こちらは障害者一人一人が障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる雇用環境の構築を計画的に推進することを目的に、委員申されましたけども、令和2年4月1日に策定をいたし

ました。

策定に当たりましては、市長、市議会議長、教育委員会など6者の連名で策定をしております。

お尋ねの令和2年6月1日の障害者雇用率の状況でございますが、2.78%となっております。地方公共団体における令和2年度の法定雇用率2.5%を上回る状況となっております。

以上でございます。

○森戸委員

推進計画の中にもあるんですが、その率を達成することだけではなくて、障害をお持ちの職員についてのいろんな働き方について、いろいろ取決めをしております、採用とかも含めてですね。その辺で守られているかどうか、その辺のところをちょっとお尋ねをしていきたいと思うんですけれども、採用された障害がある職員に関しまして、定期的な面談等が行われていますでしょうか。

その面談をするに当たって――相談したりするに当たって、障害者の生活相談員というものが選任をされていると思いますが、それについても適切な研修を受けさせるということであったと思いますが、それもきちんと行われておりますでしょうか。

○加川総務課長

採用された障害者についての定期的な面談等ということでございますが、計画におきましては、新規に採用された障害者という形での表記をさせていただいておりますけれども、令和2年度においては新規の採用はございませんでした。

ただ、新規のみでなく、広く採用された障害者ということで申し上げますと、これはもう全職員なんですけれども、人事評価の際に年間に三、四回面談を実施しております。その中で、当然所属長におかれましては、職場生活上の相談等も含めて、適切にされておるものと考えております。

令和2年度そういった面談の後、所属長から障害者である職員から相談を受けた、あるいは改善要求があったと、こういった要求の報告はございません。

また、この計画に基づきまして、障害を有する職員の相談窓口を総務課人事研修係のほうに設置しており、また、その中で職業生活上の相談に応じる体制も整備しておりますけれども、令和2年度におきましては、相談窓口への相談もございませんでした。

また、障害者生活相談員の御質問もありましたけれども、総務課の職員1名を相談員として選任し、これは届出制でございますので、山口労働局のほうに届出を行っております。

令和2年度におきましては、10月の28、29日の2日間、選任されている職員と選任されていない職員を含めて2名の職員が、山口労働局が実施しております資格認定講習を受講したところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

生活相談員も適切な研修も受けていますし、窓口もあると、相談の体制は整備がしてあるということもよく分かりました。

あと、毎年毎年採用もされると思うんですけども、障害者を採用される場合に、いろんなこういうものをやっちゃいけませんよというような項目があろうかと思います。その辺の項目については、きちんと守られていますでしょうか。

例えば、介助者なしで業務遂行が可能であるとか何点かあろうかと思いますが、その辺のところは、禁止事項は守られていますでしょうか。

○加川総務課長

昨年度は職員採用ありませんでしたので、実際そういった事例はございませんでしたが、計画を策定する際に、当然法律の趣旨にのっとり募集、採用に当たっての禁止事項、こちらにつきましては委員が今御案内いただきました介助者なしでも業務遂行は可能というようなことも含めて、禁止事項を計画内に定めております。

令和2年度なかったんですけども、今後はこの計画に基づきこうした禁止事項はやらないということで、確認をしておるところでございます。

以上です。

○森戸委員

現在何人いらっしゃっているんですかね、採用されている数が――率は分かりましたけど。

○加川総務課長

令和2年度で申しますと、法に基づいてホームページでは公表しておるんですけども、令和2年度で16名の雇用があります。

○森戸委員

一つ課題としても、以前から――以前からというか、計画の中でも上げられていたと思いますが、今、令和2年度で16人というようなことでございました。その対象の半分以上が50歳以上ということで、近年中に定年退職を迎えるというようなことでありましたので、ではまた採用を進めていくというようなことになっていこうかと思いますが、その辺の対応というものは検討されていますか。令和2年でいうと、採用がなかったということなんですけれども、いかがでしょうか。

○加川総務課長

障害がある方の職員採用につきましては、実際に障害を持っておられる職員の退職の見込みの状況であるとか、当然法定雇用率、こういったものも勘案した上で毎年職員採用計画を策定する中で、例えば障害者枠の設定とか、そういったものを決定しております。

令和2年度ございませんでしたが、令和2年度から会計年度任用職員制度も導入されております。障害のある方の多様な働き方の確保、また委員がお尋ねいただいた、こういった対応策の一つとして、令和2年度におきましては、全庁的に障害のある方を対象とした募集や任用の可能性について調査をいたしました。

なかなかすぐにはなかったんですけども、教育委員会において、パートタイムの募集、それから任用をしたところでございます。

○森戸委員

分かりました。きちんと対応されているということがよく分かりました。

あわせて、決算にも記載はないんですが、女性活躍推進法に基づく、これも今の障害者の活躍推進計画と同様に、光市特定事業主行動計画というものを改定をいたしまして、令和2年4月から7年度末を計画期間として、いろんな数値を設定をしております。

数値が、採用試験の受験者に占める女性の割合とか、管理職を目指したい女性職員の割合、配偶者の出産休暇の取得率とか、育児参加のための休暇の取得率とか、女性職員の育児休業の取得率、男性職員の育児休業の取得率とか、計画を策定した時点が平成30年度、近況値として30年度の数値が載っていて、目標値である7年にこれぐらいだという目標を設定しているんですが、まず、お尋ねをするのが、決算の参考資料でいうと、19ページに職員数が363人というようなことで表記が出ていますが、男性女性の割合がこれ分かりませんか。

30年の時点でいうと、257人と129人というようなことだったんですけども、それと、そんなには遜色、数は変わらないとは思いますが。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○加川総務課長

職員数363に対する男女の比較ということで御質問いただきましたけども、大変申し訳ございません、これは正規採用職員だけであって、再任用職員を除いております。現在、ちょっと手元にあるのは再任用込みの数字でございますので、こちらで紹介させていただきますと、384に対して男性が253、女性が131でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。男性のほうがちょうど倍ぐらいいるというような状況だろうと思いません、女性のですね。

そういった中でちょっと何点か確認をしていきたいと思うんですけども、先ほど計画の目標値についてお尋ねをいたしました。採用試験の受験者数に占める女性の割合が、平成30年で41%、管理職を目指したい女性職員の割合が平成30年度で10%しかないということなんですが、配偶者の出産休暇の取得率が93.3%、育児参加のための休暇の取得率が66.7%、女性職員の育児休業の取得率は100%、男性職員の育児休業の取得

率は30年時点ではゼロ%となっていました。

現状はどのようになっているのか、その辺のところの数が分かれば、数値が分かればお示しをいただけたらと思います。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

特定事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活に関する機会の積極的な提供及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等を計画的かつ着実に推進するため、平成28年3月に策定をしたものでございます。

御承知のとおり、この計画は、光市長が特定事業主として策定をしておりますが、議会、選挙管理委員会、監査委員ほか7つの事業主が共同で策定をしているものでございます。

お尋ねの進捗状況についてでございますが、現行の計画は令和2年3月に改定したもので、5年後の令和7年度における目標を掲げているところでございます。

このため、令和2年度は初年度の取組結果となりますけれども、まず、採用試験の受験者総数に占める女性の割合は、45%以上を目標値としており、令和2年度は57.1%でございました。

次に、男性職員の配偶者出産休暇は、配偶者の出産に伴う入院等の日から出産後2週間を経過する日までの間に配偶者の入退院の付添い等のため、2日の範囲内で取得できるものです。100%を目標値にしておりますが、令和2年度の取得率は87.5%でございました。

また、管理職を目指したい女性職員の割合、こちらにつきましては、令和2年度の数値はございません。

育児参加のための休暇の取得率につきましては、目標値80%以上に対しまして75%となっております。

女性の育児休暇の取得率につきましては、目標値100%に対しまして取得率も100%でございます。

男性の育児休業の取得率についてでございますが、こちらにつきましては12.4%以上を目標としておりましたけれども、令和2年度は12.5%となっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。ほとんどの現状から数値としては上がっていると思います。特に男性職員の育児休業の取得率が、30年でゼロ%だったのが12.5%まで上がっているということと、女性の育児休業の取得率は100%で変わらずと。

少し気になるのが――気になるというか、管理職を目指したい女性職員の割合がなしというのは、これは2年度では計測をしていないということなんですかね。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

こちらの10%という数値につきましては、令和元年度に職員を対象にしたアンケート

調査を実施しまして、そのときの数値でございます。令和2年度につきましては、調査を実施しておりませんので、数値がないという状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。気になる点を少しお尋ねをしたいと思うんですが、管理職を目指したい女性職員の割合が10%ということで、これは元年度に取ったアンケートでの結果だということなんですが、少しその部分が気になるんですが、その理由については、先ほども時間外のお話がありましたが、時間外、管理職になると時間外の部分が増えていくので心配を、そういう面で時間がないので、なかなか取りたくないんだというような点とか、育児との両立の環境をつくらないと、そういう管理職になれないだろうと思いますので、そういった環境を市の中でもどういうふうに改善していくかが、この管理職の割合を高めていくポイントだと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○小田総務部長

今、アンケートの件で、市で行いましたアンケートにつきましては、その理由等も詳細に調べております。これが非常に衝撃的な数値でありましたことから、本市のほうでは人材育成と併せて、これまでなかった女性活躍推進計画のほうを令和2年度から3年度、今年度中に策定をするということで、女性が活躍できるようなことを女性の実情に沿って改善をしていきたいということで、現在計画をつくっている状況でございます。

以上です。

○森戸委員

なぜ10%なのかという理由が、私が述べた点がこの中に書かれているとおりでと思いますので、まさしく、でも衝撃的なところだと思いますので、時間外の部分、両立できる環境、その辺のところを整備をしていただけたらと思います。

もう1点、男性職員の育児休業の取得率のところ、現在が12.5%ということでありました。ゼロからスタートしたわけですから、一定の数が出てきたということに関しては周知が進んできたのかなと思います。

その計画の中でも、なぜ育児休業を取得しないかということについては、収入が低くなるということに関して一番関心があったかと思います。この辺についてはきちんと説明を——説明といいますか、周知をされたのかどうか。それが12.5に結びついたんだろうと思いますが、その辺のところはいかがだったでしょうかね。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

男性職員に対しましては、育児休業や育児参加のための休暇ですとか、そういったものの休業制度のこと、それからまた気になる収入のこと、こうしたものを分かりやすいリーフレットを作成しまして、掲示板に掲載しまして周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解をいたしました。時間外の数自体も少なくなってきましたし、でも、そうは言いながらも、周南3市で比べると、まだまだというところがありますので、その部分も今後、女性が活躍できる職場環境の大きな要因になっていこうかと思っておりますので、啓発も含めて、働き方も含めて改善を進めていただけたらと思っております。

以上で終わります。

○河村委員

それでは、65 ページの一番上段、顧問弁護士の委託料のところでも 10 件の相談があったということでしたが、その中から実際の裁判に移行したようなケースがあったかどうか。

○加川総務課長

令和2年度 10 件の相談を行っておりますけれども、実際に裁判にということですが、令和2年度の相談の中にはその件は入っておりません。

以上でございます。

○河村委員

毎年いろんな相談事があるんだと思いますが、実質的な本裁判にかかったときに判決が出たりとか、いろんなケースで、要は議会に告知が必要なケースがあるんですが、そうでない場合にはあまり報告がないんですが、今回のやつについては、そういったことに結びつくようなことはなかったということですか。

○加川総務課長

総務課は弁護士相談等の窓口をやっておりますけれども、その中ではそういったことは案件はなかったということになります。

○河村委員

ないのに聞くのもおかしな話なんですけど、通常相談して本裁判にかかったときに、裁判料が弁護士料ですよね、弁護士料というのは一律じゃなくて、毎たんび事件の案件等によって違うんだろうとは思いますが、一審が出たときの裁判料金というのはその都度精算するんですか。

○加川総務課長

裁判の仕組みというところの話になってくるんですけども、今委員言われたように、一審判決が出た段階で報酬金という形で支出をされるということになります。

○河村委員

その都度ということですね、はい。それから、そのちょっと下に土地の借り上げ料というのがあるんです、140万4,000円。本庁舎の周辺だというて聞きましたが、どういう駐車場になっているんですかね。

○加川総務課長

これは職員の駐車場ということでお借りをしております。3か所でということなんですけども、合計で47台分をこれにより確保しておるところです。

○河村委員

何か職員は自分で駐車料金を出して土地を借りているということを聞いていましたが、それがこれ、お金は全部職員から集めているの、これ。

○加川総務課長

これは職員からお金を集めるとかではなくて、市として職員駐車場を確保しているところなんですけども、一部の職員では場合によっては自分がお金を払って借りているようなケースもあるのではないかというふうに思います。

○河村委員

市の車なら駐車場に止めるのも当たり前の話なんじゃけど、職員の駐車場をわざわざ借り上げて、無償で貸し付けるということになるわけですが、以前、通勤費の話のときに出なかったかいね、駐車場の話も。片や自分で駐車場を借りて通勤している人と、要は通勤費が同じんかというような話がちょっとあったような気がするんですが、その辺りの整理はされていない。

○小田総務部長

今個人的に借りておられる職員については、遅く来てもいつも止めたいと、近くに止めたいということがございます。そういうこともありますので、その人に駐車場を貸与していないという話ではありません。御存じのように本庁舎の駐車場だけでは職員足りませんので、文化センターのところに止められないといけないということで、それが非常に不便だということで聞いております。

以上でございます。

○河村委員

100mぐらいの距離で、その辺りのところは、要はさっき言うた通勤費等の兼ね合いを含めた、どこかで整理をせんにゃいけないと思うんです。市が土地を借りて職員に駐車場として貸して、で、通勤費も当たり前にかかると、こういう話は何か随分前に話があったような気がするんで、1回よく御検討をいただいたほうがええと思います。

それから、67ページのちょっと入札のところでお尋ねをしますが、参考資料の23ページ、上から3段目の道路新設改良費というのがあるんですが、条件付一般競争入札

ということで、結構落札率も低いんですが、5社の入札で、その中に通常は土木で参加はしていなかったような業者が1件あるんですが、全部の業者はこの条件付一般競争入札に参加できる基準を持っているんですか。

○渡辺入札監理課長

この入札参加資格者につきましては、本入札に参加している業者全てが入札資格要件を満たしているという状況でございます。

○河村委員

その中に、よくAランクとかBランクとかという規模を分けたりするんですが、その規模にも入っているということなんですね。

○渡辺入札監理課長

そのとおりでございます。

○河村委員

分かりました。それから、67ページのその下の行革事務費というのが……（発言する者あり）行革はどこかいね。

○田中委員長

企画は終わりました。

○河村委員

さっきおった。それはいけんかった。

その下に防災行政無線電波伝搬調査委託料というのがあるんですが、さっき何か説明の中で、ここの、要は新しく建て替えるところの電波が届くかどうかというような話じゃったんですが、従前から今の防災無線が届かないというところがたくさんあるんですが、そういったものについての調査はなかったんですか。

○小熊防災危機管理課長

今回の防災指令拠点の整備に伴う電波伝搬調査につきましては、本庁にあります親局、それと県の防災行政無線、これの新しい整備位置について受信感度を調査するものでございます。ですから、今委員が言われたように音達範囲を調査するものではないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

その辺りのところ分かったんですが、要するに、通常行政無線が届かないと言われる人たちの対応は考えられない。

○小熊防災危機管理課長

今の防災行政無線の聞こえに対しての課題ということで、従前から多重化策であったり、令和2年度であれば電話通知サービスといったようなところでの対応をしてきたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

言わんとするところは分かるんですが、現実論として、要は無線が聞こえないという人の対応は、じゃあ全く考えないということなの。

○小熊防災危機管理課長

繰り返しになりますけれども、防災行政無線の聞こえに関しては、やはり一定程度家の中では聞こえづらいとか、そういった課題がある中でメール配信サービスであったり、このたびのそういったスマホとかを使わない、特に高齢者の世帯とかに関しては、電話通知サービスといった新たなサービスでの対応を検討させていただいて導入をしたというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

私のところで今 32 自治会あってね、ほとんどのところで実は聞こえんのいね。要はあなたが言われるように家の中におったら、最近の家は結構防音がしっかりしているから聞こえなかったりすることも当然あるんです。風向きで聞こえないこともある。でも、防災行政無線ってそんなことも考えた上で発信するもんじゃないの。

だから、実際にはつけてみたと、再々何回も繰り返す中で、どうしてもやっぱりそれは難しいところがあると、今下松や周南では今FMラジオを交付したりしていますから、そういうところの対応のためにそういうことをしよるわけですよ。そんなことは検討しよるんじゃないんかね。

○小熊防災危機管理課長

今委員御提案といいますか、御紹介のありましたコミュニティFMとかを通じた戸別受信機といいますか、そういったものについても当然検討をしたわけでありましてけれども、光市の中で当面導入が可能というものの中で、今回は電話通知サービスを導入したということでございます。

以上でございます。

○河村委員

今回はというような、どうも言葉尻をつかまえるようではいけないのですけどね、実際に困っている人にどう対応してあげようかという、行政側の姿勢の問題じゃない、FMが

ええとか悪いとか、もっといいやつがあるかもしれない、そんなこともひっくるめた上で、常にどうかいい方法がないかなという、考えるという、その姿勢の問題なんで、ぜひそんなことを含めて検討していただいたらと思います。

67 ページのそのちょっと下へ行きます。人事のほうで、会議、研修会等で人づくり財団へ支出をされているということなんですが、主要施策の成果の 17、18 ページにも研修会と派遣人数が載せてあるんですが、全体として、どうも私はまだ足らんような気もするんですが、地方自治法とか実際の自分ところの業務の法律であるとか、そういったことについての研修を含めて、もっと必要な気がするんですが、そういう研修の量を増やすというようなことを考えておられます。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

研修の数を増やすかどうかというところのお尋ねですけれども、今、市のほうでは山口県ひとづくり財団が主催する研修、セミナーパークで開催される研修なんですけれども、こちらと、あと市の独自で開催している研修があります。

今開催している研修は、市としましては、必要なものをしっかりやっているというふうに考えてはおります。

数を増やすかどうかというところですが、これから人材育成の計画も策定していきますので、その中でまた必要なものがあると考えられれば、また研修はやっていきたいと思っておりますし、ひとづくり財団のほうでも、新たな研修とか検討をしておりますので、そういうものがあれば参加をしていくというふうには考えております。

以上でございます。

○小田総務部長

少し補足になりますが、主要施策の成果の 17 ページ以降に職員研修事業を今委員のほうで言われた部分で、これ全体で、令和 2 年度は 40 回 335 人に対して実施をしているところであります。

これは、実施回数が一つコロナウイルスの関係で、県のセミナーパークあるいは自治研修所、そういうところでの合同研修が開催できなかったという理由が一つあります。

ちなみにであります、令和元年度は 109 回 567 名に対して実施をしております。またここに記載しております以外に、それぞれの職場において研修を展開もしておりますので、当然研修の回数等も含めて増加をしていくことが基本になってまいります、業務との関係の中で、現状では、令和 2 年度は半分程度になっておりますが、そういう形で業務等状況を見ながら実施しているところであり、引き続き、研修の成果が業務に現れるようにしっかりと研修してまいりたいと考えております。

以上です。

○河村委員

どうも、分かりましたが、できれば行政法講座とか、自治体職員の法律基礎講座とかそういった類いの、ちょっと私が感じるだけかも知れませんが、法的な裏づけとか根

掘みたいなものをもうちよつと職員に語って欲しいなというふうに思いますので、御検討いただいたらと思います。

それから、67 ページの決算書の下段、職員の厚生費の交付金がありますが、これは職員手当の何%とか何かそういった比率が決まっちゃうんですかね。

○加川総務課長

比率については決まっておりません。比率は決まっておりませんが、少しその辺り内容を説明させていただきますと、この職員厚生費交付金につきましては、地方公務員法 42 条に基づく、職員の保健、元気回復等厚生事業、これを実施するために光市職員共済会に対して職員 1 人当たり年間 7,000 円という形で交付をしております。

これにつきましては、毎年度事業終了後に精算を行いまして、未執行額を翌年度全額市に返還するという形で事業を進めております。

ちなみに、令和 2 年度の状況で申し上げますと、様々な事業が新型コロナウイルスの影響で実施ができませんでしたので、256 万 9,000 円のうち未執行額が約 210 万 8,000 円となっております。

以上でございます。

○河村委員

別にようけかかるからええとか悪いとかそんなことを言いよるんじゃないくて、例えば使わなかったら翌年返すというよりは、できればもっとスキルアップのために、あるいは自分の改善のために何か使うと、しかもそれは強制的にでもお金をかけるというぐらいの気持ちはあってもええと思いますので、ぜひしっかり対応していただいたらと思います。

消防水利の話をして終わらしましょう。何ページだったかね。171 ページですね。この間もちょっと消火栓のところの負担金の話で出したんですが、防火水槽というのは、まだどのくらいまで広げていかにゃいけんものなんですか、何か計画をつくっちゃってですか。

○中原消防担当課長

防火水槽の計画について御質問をいただきました。

本市の防火水槽につきましては、国が勧告する消防水利の基準に本市の実態を加味して設置しております。基本的には水道の配水管を布設されている地域へは消火栓を設置して、布設されていない地域へは防火水槽を設置しているというところです。

防火水槽の計画ということでもありますけれども、基本的には水道管を布設されていない地域で、住戸の数が 10 戸以上の地域について隔年で 2 基以上を設置する予定にしております。

以上でございます。

○河村委員

そういう対象地域が何件あって、今何年計画、2年に1回というのであれば、例えば10年なら5回ちゅうことになるわけですが、そういう計画を持っておられますか。

○中原消防担当課長

具体的に場所というのは申し上げることはできませんが、おおむね10か所ぐらいは水利が不足している地域があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。あとまだ10か所は防火水槽を設置しなければいけないところがあると。

この間ちょっと消火栓の話もさせてもらったと思うんですが、要は今IT社会の中で全部の計画を持ってこれから先どういうふうにしていこうという計画が必要なんでね、それだけはしっかり持っていただくようお願いをしておきます。

それから、その上の消防団の車両購入費のところ、マイクロバスは修繕費じゃなかったかいね。かかってなかったかいね。もう古いから交換じゃったんですかいね。

○中原消防担当課長

そのとおりです。

○河村委員

じゃ、はい、ええです。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」